

震災津波関連資料の収集・活用等に係る ガイドライン（素案）

平成 27 年 11 月 18 日

岩手県復興局

〔目 次〕

はじめに	1
第1章 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性及び現状	2
1 収集・整理・保存・活用の必要性	3
2 収集・活用等の現状	3
第2章 震災津波関連資料の収集・活用等の課題及び対応の方向性等	7
1 震災津波関連資料の定義	8
2 収集・活用等の課題と対応の方向性	9
第3章 震災津波関連資料の収集・活用等の体制	13
1 推進体制の整備	14
2 計画的な推進	15
第4章 震災津波関連資料の収集・活用等プロセス	16
1 全体の流れ	17
2 事業計画策定	18
3 所在調査	19
4 権利処理	20
5 収集	26
6 整理・分類	33
7 保存	36
8 活用	38

資料編

- 《参考1》 参考資料
- 《参考2》 用語の説明
- 《参考3》 収集・活用等における Q&A
- 《参考4》 関係する法令、ガイドライン、参考文献
- 《参考5》 先行事例（県内・県外）
- 《参考6》 本ガイドライン作成までの経過

はじめに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われた。

岩手県においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等これまで幾度となく災害を経験し、津波対策として防潮堤等の防災施設の設備や避難訓練をはじめとした地域防災の取組など過去の教訓を生かす取組を進めてきたが、一方、時間の経過とともにその教訓や経験は忘却されやすく、風化しやすい面がある。

岩手県では、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿とする「岩手県東日本大震災津波復興計画（復興基本計画）」を平成23年8月に策定した。

復興計画では、長期的な視点に立ち、将来にわたって持続可能な、新しい三陸地域の創造を目指す取組として「三陸創造プロジェクト」を推進しており、そのプロジェクトの一つとして津波災害の次世代への継承のための「東日本大震災津波伝承まちづくり」プロジェクトを掲げ、東日本大震災津波関連資料（以下「震災津波関連資料」という。）の所在調査や権利処理、収集・整理・保存・活用の取組を展開していくこととしている。

本ガイドラインは、震災から5年を迎えるに当たり、県が震災津波の甚大な被害に遭った沿岸地域をはじめとした被災市町村と連携し、東日本大震災に関する資料を収集・整理・保存・活用の取組を進める際の基本的考え方や留意点を示し、県や市町村が震災資料の収集・整理・保存・活用の取組を進めるに当たり参考となるよう取りまとめたものである。

本ガイドラインの取りまとめに際し、平成23年度に総務省が作成した「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン」を参考としつつ、本県の独自性に鑑み、基本的には県が震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の取組を進めていく上で必要な事項を示している。このため、市町村においては、各項目に記載されている方針や方法、手順等を、今後の収集・活用等を進めるに当たって必要に応じ参考にされたい。

なお、本ガイドラインに掲載されている内容は、収集・整理・保存・活用の取組や社会経済情勢の変化が期待されるため、今後とも必要に応じて、所要の見直しを行っていくものである。

第1章

震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性及び現状

第1章では、震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性と、岩手県と市町村が主体となって行ったこれまでの取組についてまとめるとともに、県内外の参考事例について紹介する。

第1章

震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用の必要性及び現状

1 収集・整理・保存・活用の必要性

東日本大震災津波による被災の状況と、復旧・復興に関わる個人や団体など様々な主体が行った各種活動の記録（写真、映像、音声、メモ等）や、被災された方々や報道機関等に向けて県・市町村が作成・配布した資料・チラシ類、震災の爪痕を残した遺物などの震災津波関連資料は、今回の未曾有の大災害を後世に伝えていくための貴重な歴史的資料であるとともに、将来発生しうる自然災害の被害軽減並びに復興への一助となることが求められており、我が国はもちろん海外に対して情報発信を行う上で重要な資料となるものである。

一方、発災からの月日が経過するに連れて、各地域に残っている資料の散逸が進む中で、これらの資料を早急に収集し、適切に整理・保存・活用（以下「収集・活用等」という。）するしくみづくりが求められている。

2 収集・活用等の現状（平成27（2015）年12月現在）

岩手県（以下「県」という。）・県内市町村（以下「市町村」という。）における震災津波関連資料の収集・活用等の取組状況は、自治体ごとに多少の差異はあるものの、書籍・紙・写真等の収集・保存や、記録誌・証言集の編纂がある程度進んでいる状況である。また、一部の市町村や民間等がデジタルアーカイブを構築するなど、県内の震災津波関連資料は、一定程度の蓄積がなされている。

(1) 収集・整理・保存

(a) アナログ記録・デジタル記録※

＜岩手県内の事例＞

区分	主体		内容	公開方法
アナログ記録	県	県立図書館	図書資料、刊行物等二次資料を中心に収集	図書館で閲覧・貸出
		県立博物館	「文化財レスキュー」により歴史的資料を収集・保存	博物館展示で活用
	市町村立図書館		二次資料中心に収集	図書館で閲覧・貸出
	大学	県立大学・岩手大学	震災津波関連資料（特に研究論文等）を収集県立大学・岩手大学	学会等で発表
デジタル記録	県	県	被害状況や発災時における県の対応を記録誌として編纂するため、画像等を収集	HPにてPDF公開
		県立図書館	CD、DVD等のデジタル記録について収集	図書館で閲覧
	沿岸市町村		記録誌・検証誌の作成用に画像中心に資料を収集。（被災当初から復旧期、復興期1年までの資料が中心）	各市町村HPでPDF公開、関連施設へ配布など

※アナログ記録：文書、写真・画像、発災前の音声・映像・動画（テープ等）

デジタル記録：テキスト情報、写真・画像データ、音声データ、映像・動画、ウェブページ、ブログ・SNS

【参考】

＜岩手県外での事例＞

区分	主体	内容
阪神・淡路 大震災	神戸大学図書館	震災文庫において図書類・紙資料を収集
	人と防災未来センター	同センター内資料室において資料の収集保存し公開 ア 震災資料の収集・整理、保存、公開に関わる基本的な課題を検討（H10～H12、研究会 19 回、検討部会 13 回） イ 震災資料の公開、検索システムについて検討（H13、研究会（6 回）、検討部会（7 回）開催）
新潟中越地 震	（公社）中越防災安全推進機構※	チラシ、図書類、記録写真等を収集・保存
	長岡市図書館文書資料室	震災文庫（小中学校、市役所の資料、図書類等）を設置
東日本大震災	総務省 （総務省運用モデル実証事業「東日本大震災アーカイブ基盤構築プロジェクト」（平成 24 年度））	○総務省は委託事業により、被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県）において、東日本大震災に関するデジタルアーカイブを構築。構築・運用する際の課題を抽出・検討し、「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用ガイドライン」の作成に反映させるとともに、東日本大震災に関する記録・記憶・資料等を収集・保存・公開する体制整備の推進を図ることが目的。 ○岩手県においては、凸版印刷が受託。資料収集範囲を陸前高田市、大槌町に設定し、事業実施。 ○県は、岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会の委員として参画。 ○この事業は、単年度で終了したが、凸版印刷が暫定的に平成 26 年 11 月末まで自己負担で公開。

※（公社）中越防災安全推進機構：震災・災害復興／震災・災害体験の市民化、社会化／地域活性化、殖産興業を目的に、平成 18 年 4 月設立。「中越メモリアル回廊」の整備を推進、事務局を担っている。

(b) 物体（遺物、遺構）※

① 遺物

大震災津波の爪痕を残した遺物については、一部の地域で保存、展示の動きがある。

- ・ 県（沿岸広域振興局）：県民室に「三陸復興アーカイブ」を開設し、遺物を展示。
- ・ 陸前高田市：復興まちづくり情報館に高田松原の被災した松の根を保存・展示。

② 遺構

遺構については、大震災津波の記憶や記録を後世の人たちに継承していく有力な資料の一つである。本県では、現在、各市町村において、保存等の検討や取組みが進められている。

市町村：復興交付金を活用した震災遺構の保存に向けた取組を推進。

[遺構保存等の動き（市町村及び対象施設、事業名等）]

- ・ 宮古市（たろう観光ホテル）：「津波遺産保存整備事業（H25 年度）」（復興交付金）
- ・ 田野畑村（明戸防潮堤）：「震災遺構保存整備事業（H27 年度）」（復興交付金）
- ・ 大槌町（旧役場庁舎）：「大槌町震災遺構保存調査事業（H26 年度）」（復興交付金）

- ・陸前高田市（①奇跡の一本松、②陸前高田ユースホテル、③市立気仙中学校、④道の駅「高田松原タピック45、⑤下宿（しもじゅく）定住促進住宅：国立高田松原津波復興祈念公園内に保存する方向で検討。

※遺物・遺構の定義（3.11 震災伝承研究会 今村文彦委員資料より）

- ・地震や津波の痕跡をとどめているものすべて。
- ・動産的なものを遺物、不動産的なものを遺構とする。

(2) 活用

震災津波関連資料の活用については、被害状況や発災時における行政の対応や、復旧・復興の歩み等をまとめた記録誌や、被災者の声をまとめた証言集の編纂のほか、沿岸部の伝承施設等で展示を行っている。また、東日本大震災津波の記録については、国や県、市町村、民間など様々な機関がデジタルアーカイブを構築・公開しており、県内では、久慈市・野田村・普代村が3市村共同で平成27年4月に公開している。

媒体	主体（発行元等）	名称	発行年度・公開年度	内容
記録誌 証言集	県	岩手県東日本大震災津波の記録	平成24年度 (2012年度)	県内防災関係機関による応急対策や、被害状況等を記録
		いわて復興の歩み	平成26年度 (2014年度)	県内の被害状況、第1期復興期間の県の取組や被災地の動きを記録
	県教育委員会	岩手県教育委員会東日本大震災津波記録誌	平成24年度 (2012年度)	県教育委員会や学校の対応、復興に向けた取り組み等を記録
		岩手県教育委員会東日本大震災津波記録誌 つなぐ	平成25年度 (2013年度)	学校等が被った被害、発災時における教育委員会や学校の対応、復興に向けた取組等を記録
	洋野町	洋野町東日本大震災大津波の記録－海と高原の絆、未来へ 確かな復興－	平成25年度 (2013年度)	被害状況と災害対応、復旧・復興への取り組み等を記録。震災映像のDVD付き
	久慈市	東日本大震災久慈市の記録	平成23年度 (2011年度)	被害状況と災害対応、復旧・復興への取り組み、計画等を記録
	普代村	普代村東日本大震災記録誌	平成26年度 (2014年度)	被害状況、初動対応、復旧・復興への取り組みを記録
	田野畑村	東日本大震災田野畑村記録書 記憶を未来へ とともに創る、ともに生きる、たのはた。	平成24年度 (2012年度)	被害状況と災害対応、復旧・復興への取り組み、震災以前の写真等を記録
	岩泉町	東日本大震災記録－復興への足跡	平成24年度 (2012年度)	被害状況と災害対応、復旧・復興への取り組み等を記録
	宮古市	東日本大震災の「記録」～岩手県宮古市～	平成24年度 (2012年度)	被害状況と災害対応、被災支援等を記録
	山田町	3・11百九人の手記 岩手県山田町東日本大震災の記録	平成26年度 (2014年度)	被災者の手記を中心に、被害状況等を記録
	大船渡市	大船渡市 東日本大震災記録誌	平成27年度 (2015年度)	被害状況と災害対応、復旧・復興への取り組み、計画等を記録
	盛岡市	盛岡市東日本大震災一周年記録誌	平成24年度 (2012年度)	発生時の状況やその後の対応、今後の復興推進、放射能対策を記録
	遠野市	3・11 東日本大震災 遠野市後方支援活動検証記録誌	平成25年度 (2013年度)	被災地支援の背景や取り組み、課題等を記録
展示	県	震災津波伝承施設	未定	震災の実情や教訓を伝承するための施設
	大槌町	(仮称) 大槌メディアcommons	平成29年度 (2017年度)	被災時や復興過程の写真や映像、郷土資料等を保管、展示

媒体	主体（発行元等）	名称	発行年度・公開年度	内容
	釜石市	（仮称）釜石市震災メモリアルパーク	平成31年度（2017年度）以降	津波災害を中心に防災や避難行動の検証を伝承するための施設
	一般社団法人大船渡津波伝承館	大船渡津波伝承館	平成24年度（2012年度）	津波の映像を展示
	陸前高田市	陸前高田復興まちづくり情報館	平成26年度（2014年度）	被害状況のパネル展示と、被災松の根を展示
		（仮称）一本松記念館	平成31年度（2019年度）	博物館、海と貝のミュージアム及び震災復興展示機能の併設予定
	久慈市	地下水族科学館「もぐらんぴあ」	平成28年度（2016年度）	防災学習施設を展示予定
	野田村	（仮称）城内地区防災拠点施設	平成29年度（2017年度）	震災記録等展示予定
	岩泉町	（仮称）津波防災避難施設	平成27年度（2015年度）	津波資料室
デジタルアーカイブ	久慈市・野田村・普代村（3市村で共同）	久慈・野田・普代 震災アーカイブ	平成27年度（2015年度）	3市村の被害状況の写真集。資料は国立国会図書館東日本大震災アーカイブシステム「ひなぎく」と連携。
	久慈市	東北地方太平洋沖地震に関する久慈市の災害状況	平成27年度（2015年度）	久慈市内の津波の様子や、被害状況の写真集
	宮古市	東日本大震災の記録・被害状況記録写真	平成25年度（2013年度）	宮古市内の被害状況の写真集
	独立行政法人 防災科学技術研究所	311まるごとアーカイブス	平成23年度（2011年度）	震災前、震災後の写真や動画を収集、公開
	岩手日報社	3. 11 東日本大震災 ～立ち上がろう岩手～	平成23年度（2011年度）	震災直後から2014年までの紙面や写真等を公開
	NHK 盛岡放送局	あの日あの時	平成27年度（2015年度）	被災された方の証言をまとめた映像記録集
	総務省（国立国会図書館）	東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」	平成24年度（2012年度）	国内の東日本大震災アーカイブを一元的に検索・活用できるポータルサイト
	宮城県	東日本大震災アーカイブ宮城	平成27年度（2015年度）	宮城県内の震災の記録を写真、音声、映像、文書で公開
	東北大学	みちのく震録伝	平成23年度（2011年度）	被害状況の映像、写真、津波再現シミュレーション、復興過程の写真等を公開
	国土交通省東北地方整備局	震災伝承館	平成24年度（2012年度）	被害状況の写真、映像を公開
	NHK	NHK 東日本大震災アーカイブス		震災直後の映像や被災地の写真、被災された方のインタビュー映像等を公開
	NHK	NHK 東日本大震災音声アーカイブス		被災された方のインタビュー音声を公開
	河北新報社	河北新報 震災アーカイブ	平成24年度（2012年度）	震災に関連した写真、紙面を公開（一部有料）
	せんだいメディアアテック	3がつ11にちをわすれないためにセンター（せんだいメディアアテック）	平成23年度（2011年度）	復旧・復興過程の映像、写真、音声、文書等を公開
	フジニュースネットワーク	3.11 忘れない FNN 東日本大震災アーカイブ	平成27年度（2015年度）	震災時の地震、火災、津波等の映像を公開
Yahoo!	東日本大震災写真保存プロジェクト	平成23年度（2011年度）	震災前の風景や、被災時、復興過程の写真等を公開	
Google	未来へのキオク	平成23年度（2011年度）	震災前の風景や、被災時、復興過程の写真等を公開	

第2章

震災津波関連資料の収集・活用等の課題及び対応の方向性等

東日本大震災津波に関連する資料とは、人間の営みに関するもの全てが対象となりうる。しかし、限られた予算内で継続的に資料を収集・活用等を行うためには、どのような資料をどの範囲で収集するのか、その定義や範囲の決め方が重要となる。

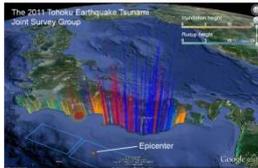
第2章では、岩手県における震災津波関連資料の定義を定めるとともに、本ガイドライン作成に当たり、沿岸市町村からいただいた意見を踏まえ、収集・活用等の課題及び対応の方向性についてまとめる。

第2章

震災津波関連資料の収集・活用等の課題及び対応の方向性等

1 震災津波関連資料の定義

岩手県における震災津波関連資料とは、当面、次に掲げる(1)～(6)に当てはまる、アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物、遺構）を指すこととする。



(1) 東日本大震災津波の実態が分かるもの

津波の到達時間・浸水深・遡上高の記録、震源位置・地震動の記録 など



(2) 東日本大震災津波の被害の実態が分かるもの

津波が押し寄せる映像記録、地震や津波により止まった時計、人的・物的被害の記録 など



(3) 東日本大震災津波の対応の実態が分かるもの

災害対策本部の議事録、記録誌、広報誌、報告書 など



(4) 被災者の生活実態が分かるもの

避難所、仮設住宅での活動計画書、活動記録、住民アンケート など



(5) 復興計画・事業の経過などを示す資料・記録類

復興計画、まちづくり協議会の資料 など



(6) 震災前の防災に関する取組や

まちの様子（街並み、生活、文化等）が分かるもの

震災前の県や教育機関での防災に関する取組がわかる資料、地域の催事などの映像、写真 など

<画像出典> ※決定後、要確認

- (1) 土木学会海岸工学委員会 <http://www.coastal.jp/ttjt/>
- (2) 東北地方整備局 震災伝承館 <http://infra-archive311.jp/?view=200119>
- (3) 東北地方整備局 震災伝承館 <http://infra-archive311.jp/?view=500216>
- (4) 東北地方整備局 震災伝承館 <http://infra-archive311.jp/?view=200985>
- (5) 岩手県 震災復興ページ <http://www.pref.iwate.jp/fukkounougoki/joukyou/001801.html>
- (6) 岩手県観光ポータルサイト いわたの旅 <https://www.iwatetabi.jp/downloadimage/download.php?id=172>

2 収集・活用等の課題と対応の方向性

本ガイドラインを作成するに当たり、沿岸市町村へアンケートやヒアリングのほか、有識者会議（全〇回）を開催したところ、震災津波関連資料の収集・活用等に関する様々な課題が提起された。

ここでは、その中で提起された5つの課題項目について、具体的な対応の方向性について述べる。

(1) 収集・活用等の目的の明確化

〔課題〕

震災津波関連資料の収集や公開の目的が不明瞭だと、組織的、系統的な資料の収集や公開などができない。また、市町村等が民間から資料を提供いただく上でも目的の明確化は必要。

〔対応の方向性〕

- (a) 震災津波及び震災からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を国内外の防災活動に活かすため、県内における震災津波関連資料の収集・活用等を進める。
- (b) (a)に掲げる震災津波関連資料は、震災で失われたもの、震災以前から復旧・復興までの人々の生活に関係するすべての記録である。しかしながら、予算や人的資源に制約があることから、全てを網羅し、収集・活用等を進めることは困難である。このため、県としては、主に次の3つの観点に立った収集・活用等を優先して進める。

① 防災

今後、国内外で発生が見込まれる大規模災害に迅速かつ的確に対応する上で必要な資料の収集・活用等を進める。

② 教育

復興教育、防災教育を進め、子どもたちの心身の発達を促す上で必要な資料の収集活用等を進める。防災ボランティア、自主防災組織、地域防災リーダー、語り部などの人材育成を進める上で必要な資料の収集・活用等を進める。

③ 交流人口

復興ツーリズムや震災学習（企業研修旅行、教育旅行）など被災地の交流人口の拡大につながる資料の収集・活用等を進める。

(2) 震災津波関連資料データの共有化

〔課題〕

- (a) 県や市町村において、震災関連資料の取りまとめ部署が各部署と連携しながら収集・活用等を進めるためには、一定の手引書が必要。
- (b) 現在は、県や市町村が独自に資料を収集・活用等しているが、今後、効率的に情報を収集し、効果的に情報発信していくためには、県や市町村が連携し、双方が保有する資料についてのデータベース及びデータの共有化が重要。

また、震災津波関連資料のデジタルアーカイブの構築、維持・管理等に係る費用（人的コストを含む）に過大な負担を伴う可能性もあり、関連した取組を進めにくい。

〔対応の方向性〕

- (a) 震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドラインの作成

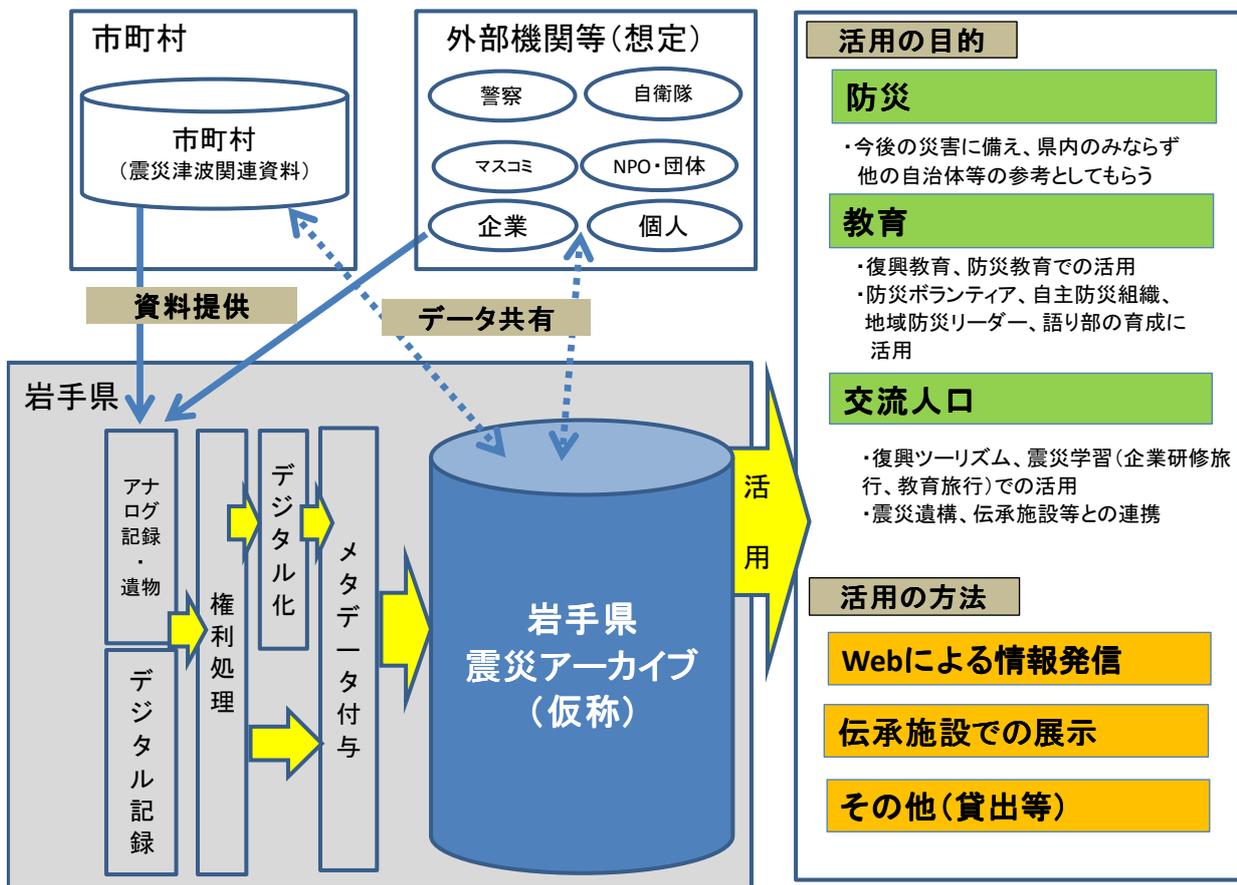
震災津波関連資料を収集・活用等を進める際の基本的な考え方や留意点についてガイドラインを作成し、県と沿岸市町村で共有する。

(b) デジタルアーカイブの構築

震災津波関連資料の収集・活用等を効果的に行うため、次に掲げる機能を持つデジタルアーカイブを構築する。ただし、その構築に当たっては、利用者の利便性や、資料の追加保存などの拡張性を担保しつつ、デジタルアーカイブの構築・維持にできるだけ費用がかからない仕組みとする。

- ① 現在、県や市町村等が保有する震災津波関連資料のリスト
- ② 震災津波関連資料のデジタルコンテンツ（遺物などは、スキャンや撮影などの方法によりデジタルデータ化したもの）
- ③ ①及び②を保存するデータストレージ及び整理された形でデータを県民等に提供するためのWebサイト

岩手県震災アーカイブ(仮称)における資料収集から利活用までの事業イメージ図(案)



(3) 震災津波伝承施設の設置

〔課題〕

- (a) 沿岸部市町村の中には伝承施設設置の動きもあるが、被災地に立地し、県内沿岸地域全体の被災や復興状況を伝える拠点となるとともに、各市町村の伝承施設へと誘うゲートウェイとしての役割を果たす施設が必要。
- (b) (a)の施設と沿岸各地の伝承施設等との役割分担とネットワーク化が必要。

〔対応の方向性〕

(a) 県内沿岸地域全体の被災・復興状況を伝承する施設の設置

高田松原津波復興祈念公園内に設置を検討している震災津波伝承施設の展示等において震災津波関連資料の活用を進める。

(b) 震災津波伝承施設同士の連携

県及び市町村等が整備する震災津波伝承施設との連携方策について検討を進める。

※高田松原津波復興祈念公園基本計画(案)より抜粋

具体の経路等については、市の関連計画等との整合を図りつつ、今後詳細に検討



注：保存が決定しているもの、検討中のものを含まず*

(4) 資料に係る関係機関との連携

〔課題〕

- (a) 警察、自衛隊、報道機関等の外部機関に対して写真等の資料提供を依頼しても、市町村単独では許可されない場合が多い。
- (b) 被災地におけるNPOなど支援団体の活動などの民間資料の蓄積も進んでいることから、有効に活用すべきである。

〔対応の方向性〕

(a) 外部機関や支援団体からの資料収集

警察、自衛隊、報道機関等の外部機関や被災地で活動した支援団体等が保有する震災津波関連資料に関する収集方法、県と市町村の役割等を整理する。

(b) NPO等支援団体等との連携した情報発信

Webサイトにおけるデジタルアーカイブの公開においては、NPO等支援団体等のWebサイトとリンクを貼るなど、相互に連携した情報発信を図る。

(5) 普及活動

〔課題〕

市町村が民間等から資料を提供いただく意味でも資料の収集・活用等の重要性について、住民や関係団体へ普及・啓発する必要がある。

〔対応の方向性〕

県や市町村、関係機関が連携して、住民や関係団体を対象とし、震災津波関連資料を活用した防災教育や伝承活動などの取組を紹介する講演会や研修会、ワークショップ等を開催する。

第3章

震災津波関連資料の収集・活用等の体制

東日本大震災からの復旧・復興は今なおその過程にあり、日々多くの震災津波関連資料が蓄積されている。このような膨大な情報量の中から、今後、計画的な収集・活用等の取組を継続していくために、まずは推進体制の整備が必須である。

第3章では、県の推進体制を明確にし、被災市町村をはじめ、大学や支援団体（NPO、NGO など）、マスメディア等との連携について述べ、当面の収集・活用等の計画についてまとめる。

第3章

震災津波関連資料の収集・活用等の体制

1 推進体制の整備

本県における震災津波関連資料の収集・活用等の推進に当たっては、県の推進体制の整備を図るとともに、市町村並びに国、大学、NPO、団体及び企業などの関係機関（以下「関係機関」という。）が既に様々な取組を行っていることから、市町村及び関係機関との緊密な連携のもと、全県的かつ計画的な取組を推進する。

(1) 県の推進体制

(a) 全県的な取組の推進

県は、市町村及び関係機関と連携し、有識者会議の意見を参考に、本県における震災津波関連資料の収集・活用等に関する施策の企画立案等に関して、全県的な取組を推進する。

(b) 全庁的（又は部局横断的）な取組の推進

県は、庁内における関係各課等で構成する「庁内連絡会議」（事務局：復興局）を設け、全庁的（又は部局横断的）な取組を推進する。

(2) 市町村や関係機関との連携

(a) 県・市町村連絡会議の設置による市町村との一体的な取組の推進

県は、市町村及び県の担当室課等で構成する「県・市町村連絡会議」を設置し、市町村と県における適切な役割分担を整理・確認のうえ、一体的な取組を推進する。

(b) NPOおよび地域団体等との連携による取組の推進

県及び市町村は、震災津波関連資料の収集・活用等に当たっては、復旧復興に携わったNPO・NGOや財団などの支援機関のほか、被災地で伝承活動、復興ツーリズムや防災研修などに取り組む地域の市民団体等の活動とも連携しながら効果的な取組を推進する。

(3) 留意事項

(a) 伝承施設など関連施設間の連携

一部の市町村及び県が計画する震災津波伝承施設やメモリアル施設等の設置の動き（P6 参照）を踏まえ、震災津波関連資料の収集・活用等に関する関連施設間の連携に努める。

(b) 警察や自衛隊、報道機関等が保有する写真等の収集活用等の推進

警察や自衛隊、報道機関等が保有する写真等の震災津波関連資料については、県が窓口となり、市町村と一体となった収集・活用等の取組を推進する。

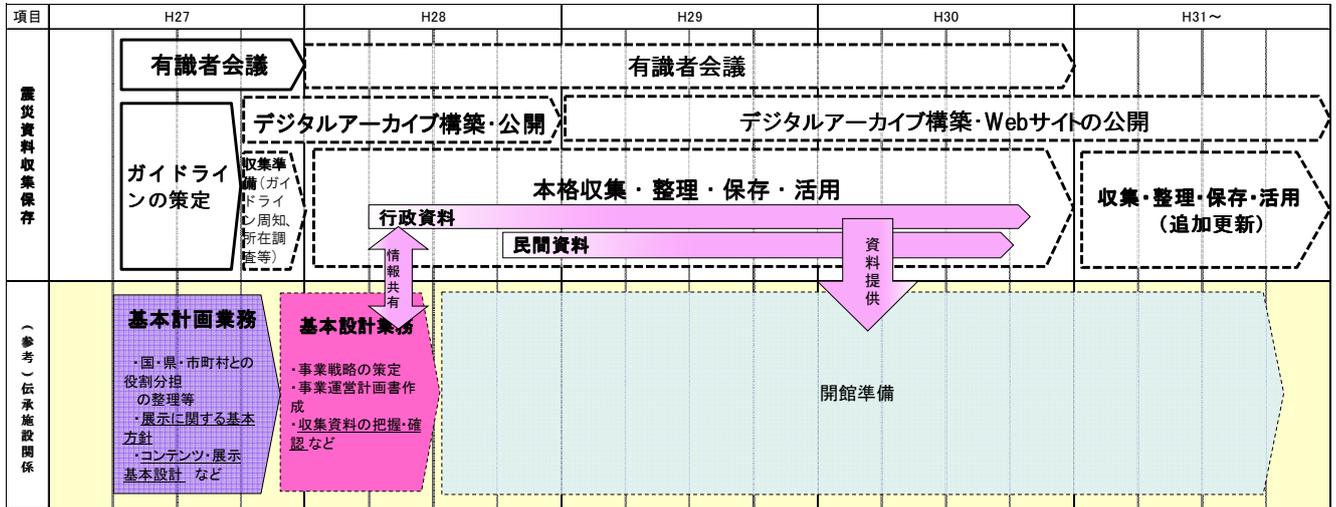
(c) 収集・活用等の目的や必要性に関する普及啓発

収集・活用等の推進に当たっては、住民等の理解が必要であることから、県は、市町村および関係機関と連携し、住民や関係団体を対象とする講演会や研修会、ワークショップ等の開催等を通じて、収集・活用等の目的や必要性に関する普及啓発に努める。

2 計画的な推進

震災津波関連資料の収集・活用等は長期的かつ継続的な取組が必要であることから、本ガイドラインのもと、計画的な取組を推進する。

【参考：震災津波関連資料の収集・活用と震災津波伝承施設整備の主なスケジュール】



第4章

震災津波関連資料の収集・活用等プロセス

震災津波関連資料の収集・活用等に当たっては、第3章で述べた計画的な実施に向けた推進体制の構築にはじまり、収集対象となる資料の範囲設定や所在調査を行った上で、権利処理、収集、整理・分類、保存、活用という一連の流れとなる。

第4章では、その全体フローの解説と、各プロセスにおける具体的な作業内容や検討事項について、県が今後推進する計画を例に詳しく述べる。市町村においても、独自の収集・活用等を予定している場合は、本ガイドラインを参考にされたい。

第4章

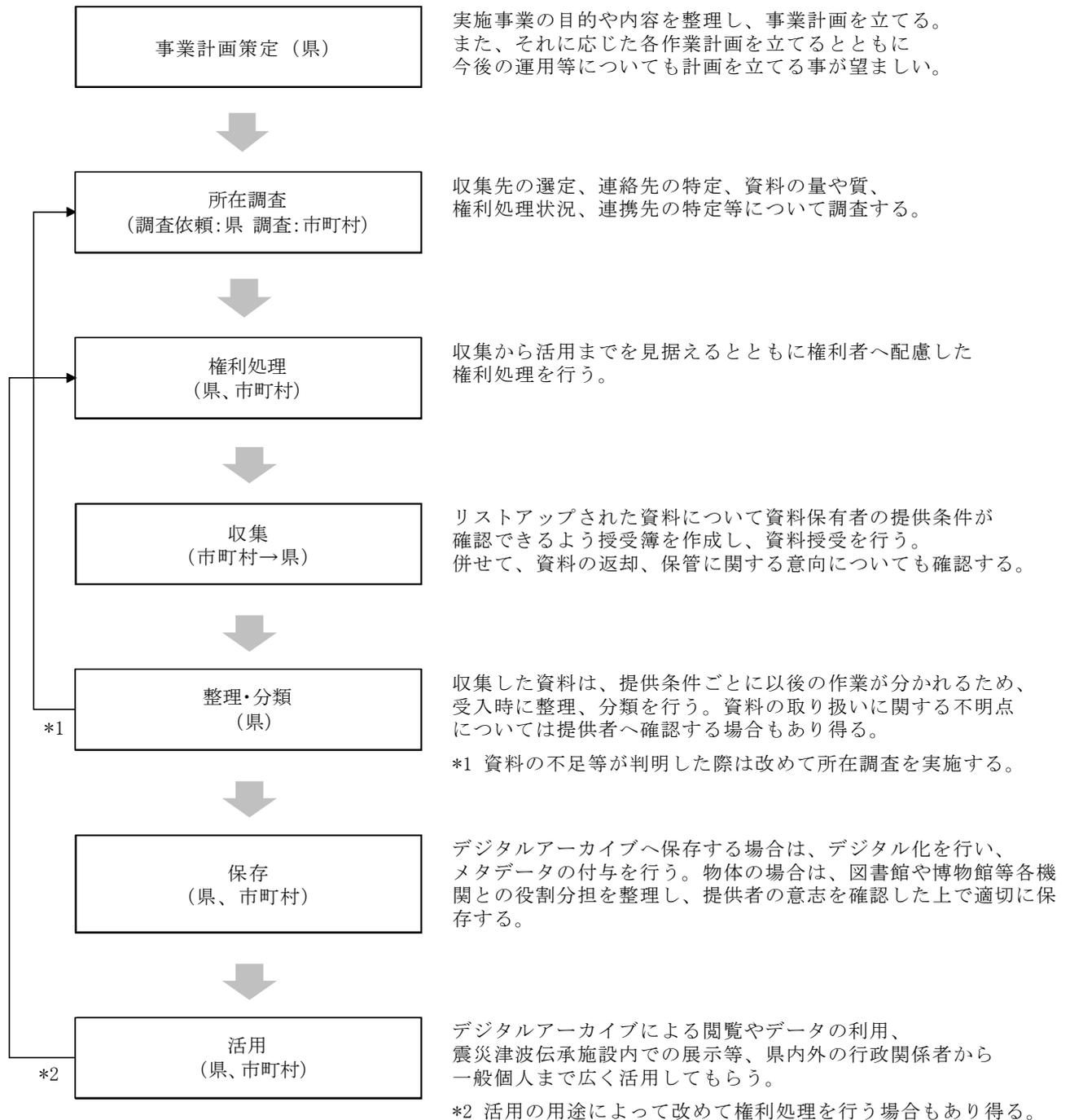
震災津波関連資料の収集・活用等プロセス

1 全体の流れ

本章では、震災津波関連資料の収集・活用等を進める際の参考となるよう各プロセスにおける各作業方法や作業手順、作業上の留意点を述べる。

なお、括弧書き部分は、県が市町村の協力のもとに進めたいと考える役割分担を図示したものである。

<全体の流れ>



2 事業計画策定

事業全体の目的や意義、事業実施のスケジュールやその具体的内容等を盛り込んだ事業計画を策定し、資料の収集・活用等を実施する上では、関連機関や外部機関に理解や協力を求める必要がある。

また、事業計画を策定するに当たり、震災津波関連資料の種類や数量等を把握して、事業計画に反省させるため、収集対象となる市町村へ事前ヒアリングやアンケートを実施することが望ましい。

<事業計画書の内容例>

事業目的	収集・活用等の目的を整理し記述。アーカイブの目的や公開するコンテンツについての考え方、想定する利用者、公開の方法など運用ポリシーを考えるとともに、検討体制を整える。 *デジタルアーカイブの構築・運用については、専門用語の解説などをまじえ、わかりやすく明確な表現を心がける。
実施時期	事業計画の策定とそのため検討委員会実施や、所在調査、収集、整理・分類、保存、活用の一連の流れについて、おおまかなスケジュールを決定し、明記。
使命・役割	事業推進の主体、協力者、利用者のそれぞれの使命と役割について明記し、誰が何をどのように実行するのかを明らかにする。
予算	計画段階、所在調査、収集、整理・分類、保存、活用のそれぞれに係る費用について算出のほか、先行事例視察、事前調査についても実施の場合は予算化が必要。またデジタルアーカイブの運用については、ランニングコストと活用の予算化を念頭に
事業範囲	事業範囲をどこまでとするのか、それぞれのプロセスにおける範囲とともに簡潔に記述。
今後の運用や展望	想定する活用事例やその課題と対応方法を明示するほか、事業の継続する中で見直しが必要となることを想定した対策について記述。

3 所在調査

(1) 調査目的

県は、震災津波関連資料の収集・活用等を円滑に推進するため、資料の収集作業を実施する前に、収集先の資料の保有状況を把握する調査（以下「所在調査」という。）を行う必要がある。

(2) 調査方針

所在調査は、震災津波関連資料の収集作業を進めるための基礎資料となるばかりではなく、収集しない場合にあっても、その所在情報は、今後の震災津波関連の調査研究などに当たって非常に貴重な情報源になることから、対象機関ごとに、保有する震災津波関連資料の分野（種類）、資料名、所有権、分量、保管先等を調査し、把握しておくことが望ましいと考える。

(3) 調査方法・手順

(a) 行政が保有する震災津波関連資料の収集状況把握のための調査

① 調査対象機関

- ア 県の機関（県立高校・県立病院・県立図書館・県立博物館・県立大学を含む。）
- イ 市町村の機関（小中学校・消防を含む。）
- ウ その他の行政機関（東北地方整備局、警察、自衛隊等）

② 調査内容

ア 県の機関

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）及び復興計画の項目（取組や事業等）により、資料名、媒体種別（アナログ記録、デジタル記録、物体の詳細区分）、権利処理区分（権利者及び権利許諾状況）、分量等を調査

イ 市町村の機関

沿岸部市町村においては、地域防災計画及び復興計画の項目（取組や事業等）、内陸部市町村においては地震被害及び後方支援に関連する事業や取組により、資料名、媒体種別、権利処理区分、分量、提供条件等を調査

ウ その他の行政機関

各機関が提供可能な震災関連資料名、媒体種別、権利処理区分、分量、提供条件等を調査

(b) 民間が保有する震災津波関連資料の収集状況把握のための調査

① 調査対象

被災者に対する支援活動のほか、伝承活動、復興ツーリズムや防災研修などに取り組むNPOや団体・企業等とする。ただし、県全域又は複数の市町村を活動地域とする団体・企業等に限るものとし、市町村やいわて連携復興センター等の意向を踏まえて選定する。

- ア NPOや団体・企業
- イ 大学
- ウ その他支援団体等

② 調査内容

NPOや団体・企業等が被災地での支援活動等を通じて収集提供した震災津波関連資料

4 権利処理

(1) 権利処理の定義

権利処理とは、他人の著作物や登録商標などの知的財産を利用したい場合に、相手の了解を得たり（これを「使用許諾を受ける」という。）、特定の目的に利用する権利を設定してもらったり、場合によっては権利そのものを譲り受けたりすることで、相手の権利を侵害しない状態にすることを言う。

(2) 権利処理方針

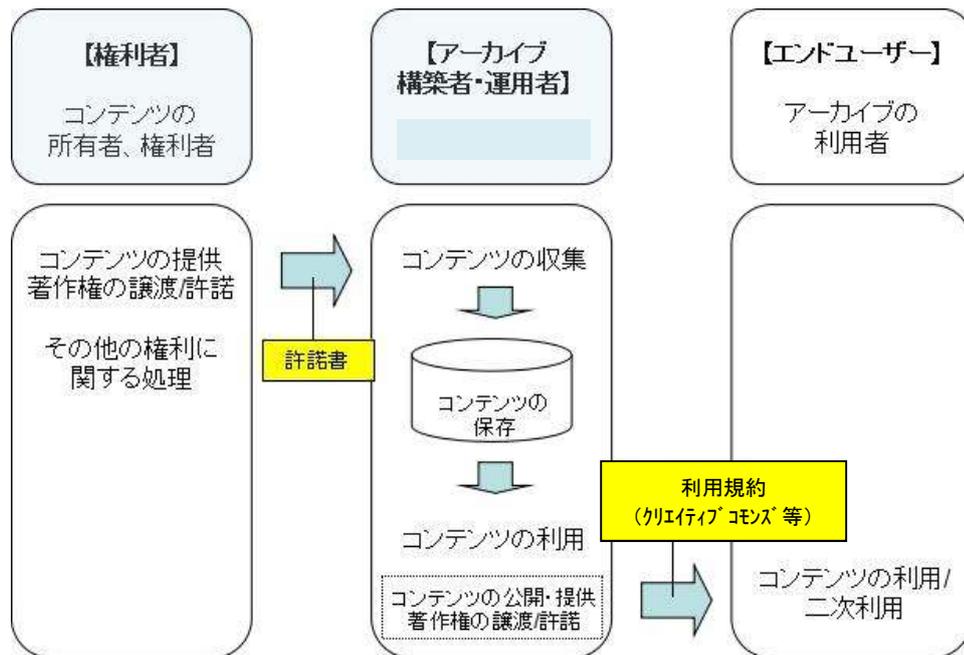
震災津波関連資料を幅広く収集し、活用するため、権利処理は必要不可欠な法的な手続である。

この手続が不十分な場合、折角収集した資料が有効活用できないほか、他者の権利を侵害する恐れもあることから、収集に当たって留意すべき権利の種類や権利処理手続について正しく理解し、適切な権利処理手続を取る必要がある。

また、総務省が策定した「震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン（以下「総務省ガイドライン」という。）によると、権利処理は大きく分けて次の2種類がある。

- ①資料を収集する際に、所有者等の権利者から「許諾書」を用いて著作権等の許諾を得ること。
- ②公開した資料をエンドユーザーが利用する際に「利用規約」を用いて利用を許諾すること。

【総務省ガイドラインにおける権利処理のモデル】



出典：震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン（総務省）

(3) 処理すべき権利の種類

震災津波関連資料の収集・活用等に当たって留意すべき権利は、次のとおりである。

権利の区分		権利許諾が必要となる場面	権利者
著作権	複製権	アナログ・デジタル記録を譲り受けるために必要	著作権者
	上映権	展示等を行うために必要	
	公衆送信権	インターネット公開のために必要	
	翻訳権	メタデータ作成のために必要	
人格権	肖像権	映像、写真等で個人が特定できる場合に必要	映り込んでいる個人 もしくは著作権者
	プライバシー権	個人が特定できる場合に必要	
	氏名権	個人が特定できる場合に必要	
	商標権	資料で商標が特定できる場合に必要	商標権者
	意匠権	資料で意匠が特定できる場合に必要	意匠権者
	所有権	収集した物を展示施設等で展示する場合に必要	所有者

(4) 権利処理方法

(a) 権利者からの許諾に関すること

- ① 収集する資料の権利者が判明している場合にあっては、収集の際は、必ず権利者から関連する権利の許諾に関する同意書（以下「使用許諾同意書」という。）を得る。
- ② 支援団体から提供された資料など、権利者以外の第三者が作成・提供した資料等を収集する場合にあっては、必要に応じて第三者からの許諾（使用許諾同意書）を得る。
- ③ 権利者からの使用許諾同意書については、震災津波関連資料を外部機関等から幅広く収集するため、権利者が同意を撤回する権利を行使できることを明記するほか、権利を尊重した使用の条件等を確認できるものとする。

[使用の条件等]

ア 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般公開としないこと。ただし、許諾の条件により公開もあり得る。

※ 想定例「デジタルアーカイブでの公開は不可だが展示又は限定公開は可」等

イ 第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。

ウ 提供した素材の複製物を県が第三者に提供することを認めること。ただし、県が複製物を有償で第三者に提供することを禁ずること。

エ 資料の提供に当たっての活用（利用）の条件を確認すること。

※ 想定例「資料は防災、教育用途のみ利用可。資料は非公開」「震災後10年間は非公開」等

(b) 公開の基準に関すること

- ① 原則、既に公開されている資料及び権利処理された資料を一般公開する。

また、県及び市町村の個人情報保護条例及び情報公開条例の規定等に基づき、公開する。

なお、行政文書については、予算、人的資源が限られていることから、その全てを網羅し、収集・活用等を進めることは非常に困難であるため、資料の存在のみを目録として公開する。

公開区分及び方法については、下表のとおりとする。

公開区分	公開方法
一般公開	・デジタルコンテンツをインターネット上で公開※
	・津波伝承施設や博物館など展示施設等で現物を一般公開
限定公開 (貸出・閲覧)	・行政職員、研究者など公開相手を特定
	・防災検証、教育利用など公開目的や行事等を特定
	・震災後10年後、没後〇年など公開時期や回数等を特定
一部公開	・マスキング処理など公開範囲を一部に限定又は内容を改編のうえ公開
	・行政文書について、資料の存在のみを目録として公開
非公開	・資料の存否以外は非公開

※ インターネットで公開する際、エンドユーザーの2次利用も想定されることから、プライバシーの観点に配慮し、デジタル写真の解像度及び位置情報の掲載有無等について、事前に規定を設けることが必要。

- ② 企業広告が掲載された広報物、個人が特定できる写真など、商標権及び人格権などの権利者の権利を侵害する恐れがある場合は、当該資料を非公開とする。ただし、マスキング処理により企業や個人が特定されない処理をした場合を除く。

※ 想定例 車のナンバー、電話番号が記載されているもの 等

- ③ ②以外に、権利者から公開の許諾を得ていない資料及び権利処理関係が不明確な資料など、権利処理手続が不相当と判断される資料も、非公開とする。
- ④ 資料の公開方法については、使用許諾同意書の使用の条件等を遵守する。
- ⑤ 次に該当する資料は、公開しない。

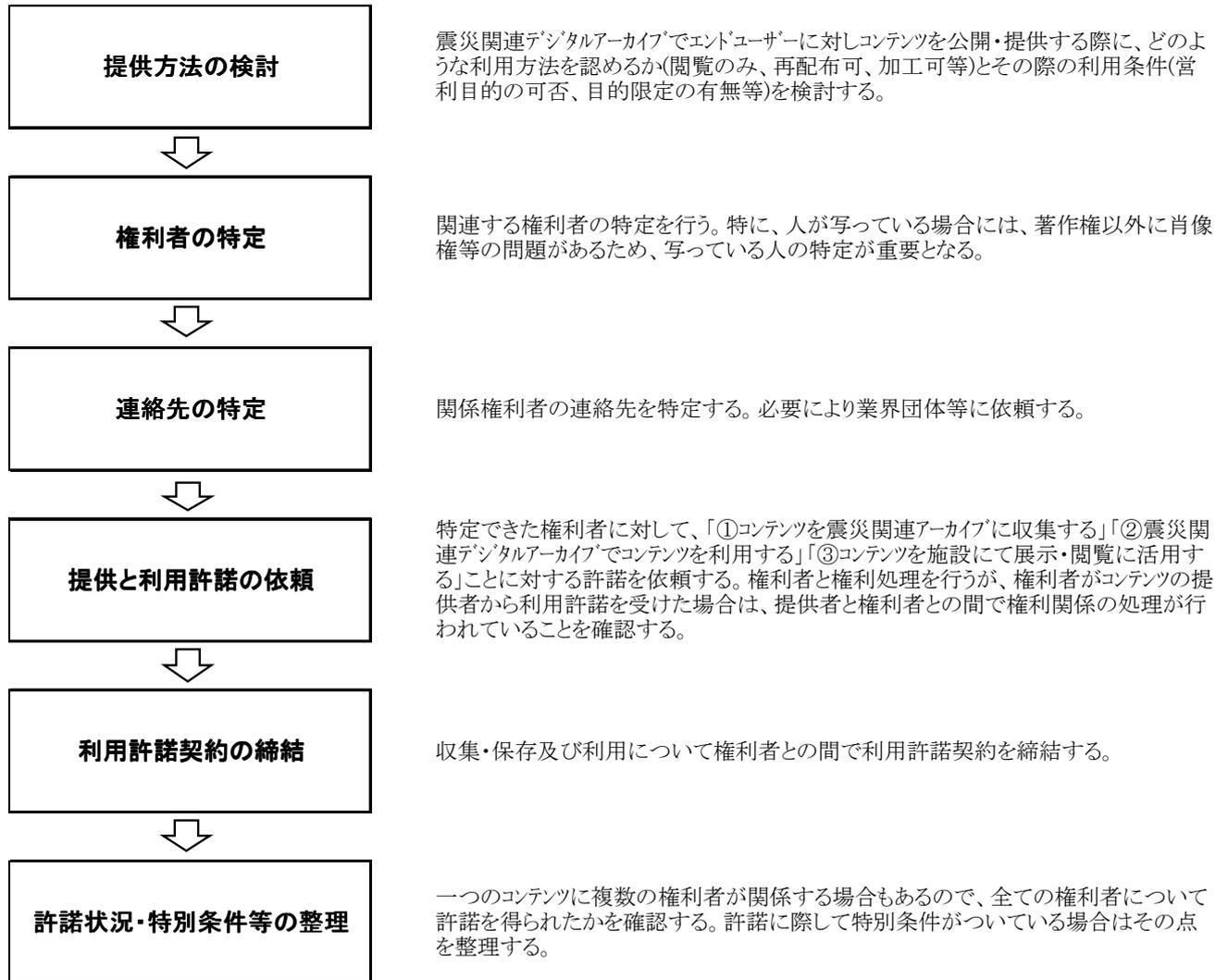
[現時点で公開できないと判断される資料]

ア 御遺体が写っている写真

イ その他法令及び公序良俗に反する資料

(5) 権利処理フロー

資料を収集する際の運用フローについて、以下に権利処理の手順を示す。



出典：震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン（総務省）

(6) 権利処理フロー概要

(a) 提供方法の検討

二次利用が想定されるデジタルアーカイブについて、エンドユーザーの利用規約を制定する。制定項目としては、利用方法(改変、再配布、加工・二次利用の有無)、営利・非営利の許可、利用目的の限定(例：研究・復興支援・教材などの利用)などがあげられる。

今回のデジタルアーカイブとしては、非営利目的であればコンテンツの改変・加工・二次的利用を認めるが、改変・加工したコンテンツは県に無償で提供することを義務つける。改変等されたコンテンツの拡販に制限を求めるとともに、提供されることによりコンテンツの充実を図るものとする。

(b) 提供と利用許諾の依頼

収集の詳細については次節で述べるが、収集する際には利用目的を明確にし、権利者と同意を得る必要がある。特に過去のアーカイブの事例でいくと、証言集を公開しようとした際、権利者と許諾を得ていたにも関わらず、権利者からの異議申し立てについて改めて許諾を取り直した事例もある。

なお、県が市町村等で既に公開されている資料(ホームページ、広報活動 等)を収集し活用する場合であっても、その資料が二次利用の許諾を得ているかどうか確認する必要がある。

(c) 利用許諾契約の締結

権利者との権利処理では、利活用の幅を広げるためにも広範囲での許諾が望ましい。権利許諾においては、資料一つ一つに関して権利処理をしなくてはならないのが基本であるが、その際は、権利者にかなりの負担をかけてしまうことが想定されるため、県が全ての資料を受け取り、整理をしてから権利処理をする方法も考えられる。その場合、デジタル記録の場合は複製権の許諾を得る必要がある。また、別の方法として権利者から権利を全て取得する方法も考えられる。

幅広く許諾を得た事例として、「みちのく震録伝 使用許諾同意書」を参考資料と掲載しており、許諾の際の参考にされたい。

(7) 二次利用（震災津波関連資料の利用規約）

- (a) 収集した震災津波関連資料については、出来るだけ多くの資料が二次利用できるように、前述の権利許諾手続に即した収集に努める。
- (b) 権利者の許諾が得られた震災津波関連資料については、簡易な手続で二次利用できるように、利用規約を定め、公開する。
- (c) 利用規約に記載する事項は、次のとおりとする。

[記載事項案]

- ① 利用規約の効果が及ぶ範囲
- ② 著作権等の帰属
- ③ 利用条件
 - ア アーカイブの目的に反しない場合に限り、利用規約を同意のうえ利用可能とすること
 - イ 利用の範囲
 - (利用可能な範囲：複製、上演、演奏、上映、公衆送信等)
 - (禁止するもの：改変等)
 - ウ 利用手続
 - エ 利用時の留意事項
 - (例：コンテンツの出所及び提供者の明示、成果物の寄贈、権利の譲渡禁止等)
- ④ 個人情報の取扱い
- ⑤ 利用上の禁止事項
- ⑥ 免責事項

5 収 集

(1) 収集方針

- 震災津波関連資料には、第2章に記載したとおり多様なものが含まれる。
- 震災津波関連資料については、制限を設けず広く集める方法もあるが、財源や人的資源に限られるなか、事業の効果を高め、効率的に進める必要があるため、①主体（誰が）、②収集対象（どこから）、③収集内容（何を）、④方法（どのように）⑤利用目的（何のために）などの方針を定め、提供者に対し書面等を用いて丁寧に説明した上で取り組んでいく必要がある。
- 県では、震災津波関連資料の収集・活用等に関する県内外での動向や県として期待される役割などを踏まえ、どのような資料を収集すべきか、出来る限り明確に定め、市町村等と連携して収集していくこととしている。
- ここでは、県の収集する震災津波関連資料について、(a)収集対象（収集先）、(b)期間区分（時間軸）、(c)収集範囲の順に明示する。

(2) 収集方法

(a) 収集対象（収集先）

- ① 県は、行政が保有する震災津波関連資料を収集対象とする。なお、県及び市町村が保有する震災津波関連資料を先行収集する。
- ② 外部の機関や団体等（市町村内の団体企業等を除く。）からは、市町村の意向等も踏まえて、必要に応じて順次、県が窓口となり一括して収集する。

[外部機関・団体等（平成27（2015）年12月時点での想定）]

- ア 岩手県外の応援自治体
- イ 国（自衛隊等）
- ウ 警察
- エ 経済団体 - 商工会議所連合会、商工会連合会、経済連、県漁連、県建設業協会等
- オ 民間企業 - マスメディア関連（テレビ局、ラジオ局、新聞社等）
- カ 民間企業 - インフラ関連（電力、鉄道、通信等）
- キ その他民間企業
- ク NPO/NGO
- ケ 一般個人

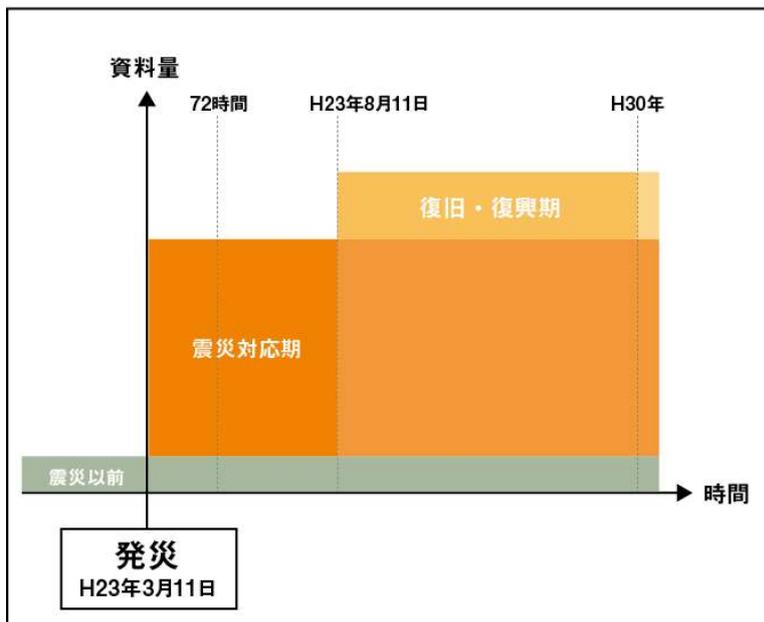
(b) 期間区分（時間軸）

- ① 県は、震災直後の初動対応を中心とした震災対応や復旧・復興に関する資料は、今後、国内外で発生する大規模災害に迅速かつ的確に対応する上で重要であることから重点的に収集する。
- ② 県は、将来の防災教育への活用等を見据えて、震災以前の各地域の自然や暮らしの様子を伝える資料や、三陸地域の地震や津波などに関する資料も収集する。
- ③ 県は、収集する期間について、県の復興計画期間（H23～30）を目安とし、継続的に実施する。終期については、国の復興期間（～H32）や各市町村の復興計画における復興事業の進捗等を踏まえて決定する。

[期間区分（時間軸）]

- ア 震災以前
- イ 震災対応期（県災害対策本部設置期間：H23. 3. 11～H23. 8. 11※1）
- ウ 復旧・復興期（H23. 8. 12～H30 年度を目安※2）

震災津波関連資料の期間区分と資料量



※1 県災害対策本部会議は、全 49 回が行われ、第 49 回会議においてライフラインが全面的に復旧したこと、物資も地域での独自調達が可能なる状況であること、応急仮設住宅がすべて完成したこと等、災害応急対策は一段落したと認められる状況にあること、また、平成 23 年 8 月 11 日開催の岩手県議会本会議において、復興基本計画が議決された。

※2 震災資料収集に係る復興期の終期については、県の復興計画（H23～30）の終期を目安とするものの、国の復興期間（H23～32）や各市町村の復興計画との整合性を図る観点から現段階で一概に決めることは困難である。今後の復興事業の進捗を踏まえ、継続的な資料収集を進める。

(c) 収集範囲

① 県（29 ページ表を参照）

岩手県地域防災計画「地震・津波災害対策編」（※3）及び岩手県東日本大震災津波復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、県で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。

【行政文書（※4）】

- ア 各計画推進に関する重要な決裁文書
- イ 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等）
- ウ 住民・事業者等向け説明会・協議会資料
- エ 住民・事業者等向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等）
- オ 写真・映像（住民等から影響されたものを含む）

【行政文書以外】

- カ その他（住民向け等に公表された資料で上記以外のもの）

※3 岩手県地域防災計画「地震・津波災害対策編」及び岩手県復興計画に基づき震災津波関連資料を収集していく理由については、地域防災計画の各項目は、震災以前及び震災対応期の対応そのものであり、復興計画の各項目についても復旧・復興期の対応及び対応を予定しているものである。これらの項目を中心に震災津波関連資料の収集の基本項目とすることで網羅的かつ漏れが少なく収集することが可能になる。また、各項目に対して該当する部署が明らかになっていることから、各部署に簡便に収集依頼することが可能になる。

※4 行政文書（岩手県情報公開条例第2条第2項）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行するもの

イ 岩手県立図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの。

【県の収集範囲】

1 行政文書		
(1) 岩手県地域防災計画地震・津波災害対策編		
	計画の内容	収集する資料の範囲
災害予防計画	防災知識普及計画 地域防災活動活性化計画 防災訓練計画 通信確保計画 避難対策計画 災害医療体制整備計画 要配慮者の安全確保計画 食料・生活必需品等の備蓄計画 孤立化対策計画 防災施設等整備計画 都市防災計画 交通施設安全確保計画 ライフライン施設等安全確保計画 危険物施設等安全確保計画 津波災害予防計画 地盤災害予防計画 火災予防計画 震災に関する調査研究 大規模地震対策に係る北海道・東北の各県等との連携 防災ボランティア育成計画 事業継続対策計画	左記計画に位置付けられた事業・取組に関して、県で作成・撮影・配付した行政文書のうち、次に該当するもの。 ア 各計画推進に関する重要な 決裁文書 イ 自治体刊行記録物(記録誌、報告書等) ウ 住民・事業者等向け説明会・協議会資料 エ 住民・事業者等向けに提供した資料(各種チラシ、掲示物、申請書等) オ 写真・映像(住民等から影響されたものを含む)
災害応急対策計画	活動体制計画 津波警報・地震情報等の伝達計画 通信情報計画 情報の収集・伝達計画 広報広聴計画 交通確保・輸送計画 公安警備計画 消防活動計画 津波・浸水対策計画 県、市町村等応援協力計画 自衛隊災害派遣要請計画 防災ボランティア活動計画 義援物資、義援金の受け付け・配分計画 災害救助法の適用計画 避難・救出計画 医療・保健計画 食料・生活必需品等供給計画 給水計画 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 感染症予防計画 廃棄物処理・障害物除去計画 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画 応急対策要員確保計画 文教対策計画 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画 ライフライン施設応急対策計画 危険物施設等応急対策計画 防災ヘリコプター活動計画	
(2) 岩手県東日本大震災津波復興計画		
	計画の内容	収集する資料の範囲
①「安全」の確保	防災のまちづくり 交通ネットワーク	同上
②「暮らし」の再建	生活・雇用 保健・医療・福祉 教育・文化 地域コミュニティ 市町村行政機能	
③「なりわい」の再生	水産業・農林業 商工業 観光	
2. 行政文書以外		
	計画の内容	収集する資料の範囲
①災害対策本部で使われた資料等	・災害対策本部等で張り出された地図、メモ等 ・住民から提供のあった資料、手紙等	住民向け等に公表された資料で行政文書以外のもの。
②庁舎等に張り出された資料等	・庁舎等の消息安否板に張り出された紙、写真等	
③避難所等で住民向けに提供された資料	・避難所に張り出されたチラシ、メモ、ポスター、配付された資料等 ・住民向け等に公表された資料など	
④その他	・支援団体等から提供された資料等	

② 沿岸部市町村（本県沿岸地域に所在する 12 市町村）

各市町村の地域防災計画及び復興計画に位置付けられた事業・取組に関して、各市町村で作成・撮影・配付した資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。

【行政文書】

- ア 各計画推進に関する重要な決裁文書
- イ 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等）
- ウ 住民向け説明会・協議会資料
- エ 住民向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等）
- オ 写真・映像（住民等から影響されたものを含む）

【行政文書以外】

- カ その他（住民向け等に公表された資料で上記以外のもの）

③ 内陸部市町村（上記②以外の 21 市町村）

各市町村の地震被害及び後方支援に関連する事業・取組（物資支援、職員・ボランティア派遣、避難者支援等）に関して、各市町村で作成・撮影・配付資料のうち、次にした該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。

【行政文書】

- ア 各計画推進に関する重要な決裁文書
- イ 自治体刊行記録物（記録誌、報告書等）
- ウ 住民向け説明会・協議会資料
- エ 住民向けに提供した資料（各種チラシ、掲示物、申請書等）
- オ 写真・映像（住民等から影響されたものを含む）

【行政文書以外】

- カ その他（住民向け等に公表された資料で上記以外のもの）

④ 外部機関・団体等

外部機関・団体等が撮影・作成等を行った資料のうち、次に該当するもの。アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）など媒体は問わない。

- ア 収集目的に合致し、県又は市町村に提供済又は提供可能な資料
- イ 民間からの資料については、行政が作成する資料からは窺い知ることのできない、地域住民の「生活」が明らかとなるような資料（発災から暮らしの再建に至る過程でのさまざまなエピソードや教訓、移りゆく風景などを記録した資料はもとより、発災前の生活に関する資料）

(d) 留意事項

[全般]

- ① 市町村や国、大学、NPOや団体、企業など関係機関等において、既に震災津波関連資料をホームページ等で情報公開を行っている場合など、収集範囲は必要最小限とし、リンクをはるなど効果的な活用方を検討する。
- ② 被災した有形・無形文化財の収集については、専門機関（岩手県立博物館、岩手県立図書館、（社）全日本郷土芸能協会ほか）との情報共有に努めるとともに、県内の有形・無形文化財等の情報収集・

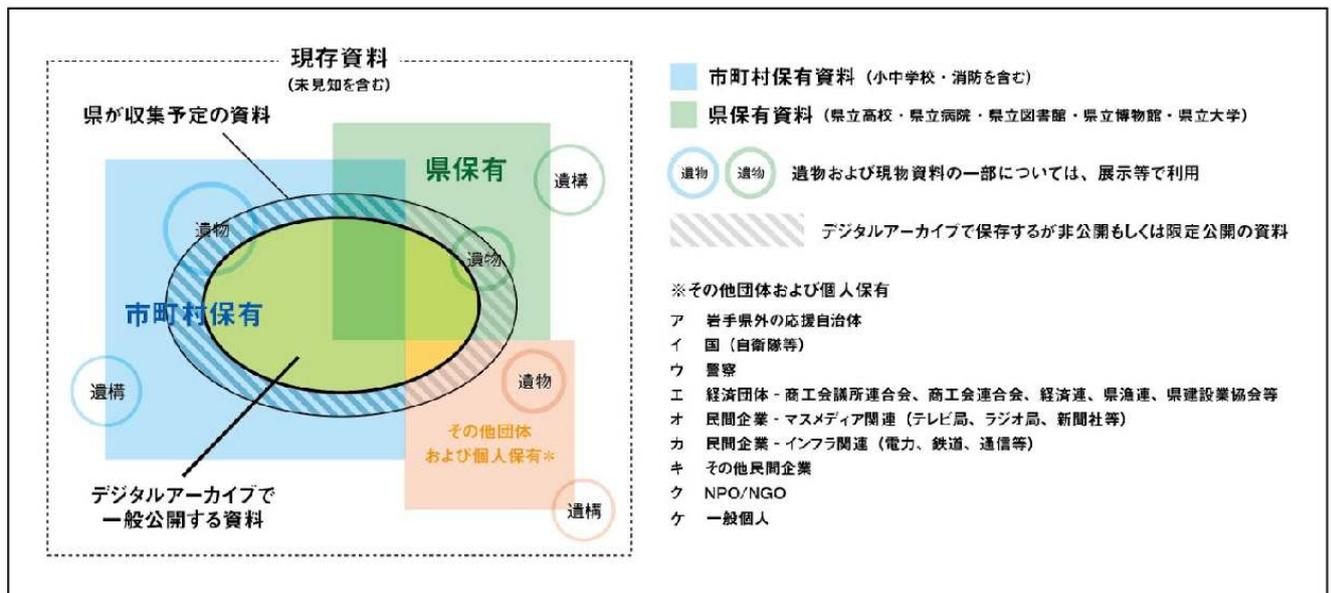
発信を行っている Web サイト「いわて文化情報大辞典」と連携した効果的な取組を推進する。

- ③ 現時点で公開できないと判断される資料であっても、将来公開できる可能性も想定し、収集資料の範囲や期間区分（時間軸）の設定を検討する。
- ④ デジタルアーカイブ構築後についても、有識者を交えた意見交換の場を設け、資料の追加についての検討を行う。
- ⑤ 教育機関に関する資料については、防災面・災害対応時の管理面から教訓となる面が多く存在することが考えられるため、重点的に収集活動を行う。

[現物（遺物・遺構）]

県は、現地に現存する遺物については、岩手県立博物館など関係機関と連携の上、展示等での活用が見込まれるものについて、現地調査を行った上で必要に応じて収集する。

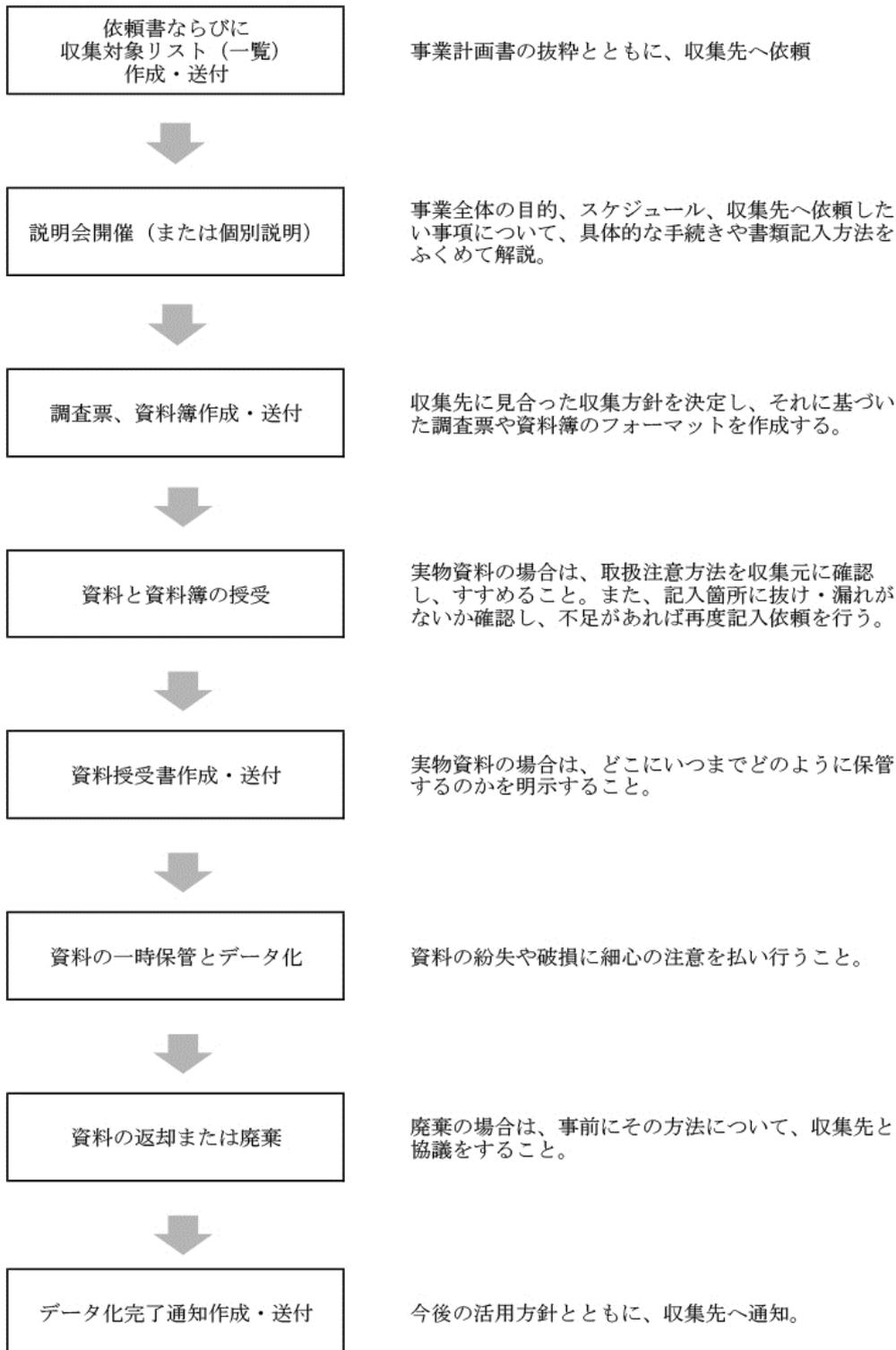
震災津波関連資料の収集範囲（イメージ図）



(3) 収集手順

収集先である市町村等の負担が生じないように、収集先の震災津波関連資料の所有状況に関する所在調査を踏まえ（「3 所在調査」の節参照）、具体的な収集対象リスト（一覧）を作成の上、提供を求める。

<収集の手順>



6 整理・分類

(1) 整理・分類方針

収集する震災津波関連資料は、資料提供者、形態、内容、利用範囲等、それぞれ資料によって異なる事が想定される。そのため、資料を説明する情報についても、提供者より資料とともに受領する必要がある。

収集した震災津波関連資料や、資料を説明する情報を整理、分類することで、長期的な管理、利用、保存が可能となるため、震災津波関連資料を収集する前に整理の基準や、分類の基準をあらかじめ決めておくことが重要である。

資料を説明する情報は、一般的にはメタデータと呼ばれており、例えば本の「タイトル」「著者」「出版社」「発行日」「値段」などが該当する。検索用のキーワードをメタデータとしてあらかじめ付与しておくことで、対象となる情報資源を効率的に検索できることに加え、コンテンツがデジタルデータの場合は、どのようなフォーマットで保存されているのかをメタデータとして記録しておくことで、再生するための方法を識別したりすることができる。

このように、震災津波関連資料をより広く、より扱いやすくするために、メタデータの付与も含めた資料の整理分類が重要である。

(2) 整理・分類方法

県は、震災津波関連資料の収集を所在調査の結果を元に進めるが、所在調査や収集を行う際には、あらかじめ整理・分類の基準を定め、保存や活用も見据えた上で取り組むことが重要である。

ここでは、県が収集する震災津波関連資料の整理・分類方法について明示する。

- (a) 県は、本ガイドラインで定めた収集方針に沿った整理分類作業を実施する。
- (b) 県は、資料の利用範囲や公開可否等、資料提供者の意志を反映した保存や利活用ができるよう、整理分類作業を実施する。
- (c) 県は、本ガイドラインに基づき収集した震災津波関連資料については、活用を図るために資料提供者の協力を元にメタデータの充実を図る。
- (d) 県は、メタデータは経年で変化する可能性があるため、その改変歴も残すよう努める。
- (e) 県は、既に構築されている震災アーカイブとの連携を視野に入れた上でメタデータ項目を設定する。

(3) メタデータ付与

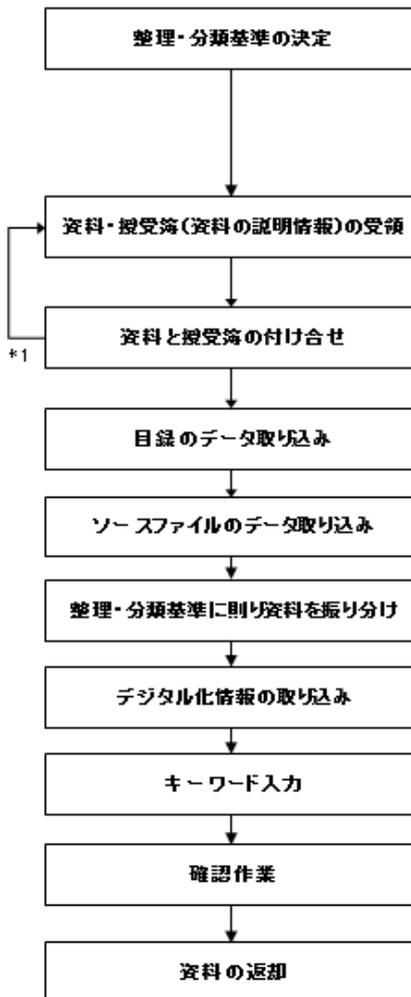
付与すべきメタデータの項目は、アーカイブ利用者がメタデータを検索する際にどのような項目が必要かを想定し、決定する必要がある(項目の詳細は(5)①参照)。

尚、メタデータの付与にあたり、内容にばらつきが出ないよう一定の品質を確保するため、「メタデータ付与→検証→メタデータ再付与」の手順を踏むのが良い。

メタデータは資料の根幹であることから、収集段階より項目を選定し把握する必要があるが、以下の点について検討する必要がある。

- ・収集した資料の元々保持している情報が、公開に適さない場合又は改変する場合。
- ・付与すべきメタデータ項目とその中で公開する項目。
 - *NDL東日本大震災アーカイブのメタデータ項目を参考にする。
- ・活用履歴の保存(アーカイブで公開、展示会で展示 等)。

(4) 整理・分類手順



資料を収集する前に整理分類基準を決定します。

【整理・分類基準の例】

- ・提供者より取得する資料の説明情報の種類
- ・著作権処理の要否による資料の取り扱い
- ・公開、非公開の可否による資料の取り扱い
- ・プライバシーの侵害に関する資料の取り扱い
- ・メタデータ項目の設定
- ・著作権処理ステータスの設定
- ・公開ステータスの設定
- ・キーワードの設定

CD-ROMによるデータ受領等、その場で資料内容を確認できない場合も想定されます。資料内容が確認できる場所で再度付け合せを行います。

*1 不明点や確認点については、資料提供元へ照会をかけます。

原資料がホーンデジタルである場合、デジタルカメラの画像に与えられているExifデータなどのソースファイルに付与されている情報等をデータとして取り込みます。

資料のデジタル化の要否、メタデータのみ取得等、あらかじめ決めた整理・分類基準に則り作業ごとに資料を振り分けます。

変換後の形態(ファイルフォーマットなど)に関する情報を、実際の形態、管理用に構築されたデータ情報などから自動取得します。

整理・分類基準で設定したキーワードの入力を行います。目録や、ソースファイルにはない情報を付与する事で検索性が高まります。

入力されたメタデータと、資料を照らし合わせ、確認を行います。キーワードのうち、ワードとして不適切であると思われるものは、この時点で検出し削除します。

返却が必要な資料については、作業終了後速やかに資料提供者の元へ返却します。返却が不要な資料、寄贈資料は、別途定めた保存方法・手順によって保存します。

(5) 整理分類基準

(a) メタデータ項目

項目	内容
1 目的	1 分類 目的
2 提供者	1 分類 提供者 2 提供者 3 提供部署
3 作成者	1 作成者 2 作成部署
4 形態	1 分類 形態
5 内容	1 分類 内容 2 タイトル 3 資料概要 4 キーワード
6 場所	1 提供者場所情報 2 提供者座標情報 3 資料の場所情報 4 資料の座標情報
7 時間	1 分類 時系列 2 資料作成日
8 権利処理ステータス	1 二次・三次利用条件 2 公開条件 3 権利情報

(b) 各項目の分類

1-1 分類 目的

コード	項目
1	防災
2	教育
3	交流人口

2-1 分類 提供者

コード	項目
1	岩手県
2	岩手県内自治体
3	岩手県外自治体
4	国
5	警察
6	経済団体
7	民間(メディア)
8	民間(インフラ)
9	NPO/NGO
10	個人

4-1 分類 形態

コード	項目
1	データ
2	紙
3	その他

5-1 分類 内容

コード	項目
1	地域防災計画
2	復興計画
3	防災
4	教育
5	観光
6	被災状況
7	広報・イベント
8	行政
9	復旧・復興
10	支援・ボランティア
11	商業・産業
12	体験談
13	避難
14	医療
15	報道・メディア
16	生活
17	文化・風俗

7-1 分類 時系列

コード	項目
1	震災以前
2	震災対応期 H23.3.11~8.11
3	復旧・復興期 H23.8.12~H31.3.31

7 保 存

(1) 保存方針

- (a) 本ガイドラインに基づき収集した震災津波関連資料については、活用を図るため、書籍、刊行物等の二次資料については岩手県立図書館、遺物については岩手県立博物館等関係機関と県復興局との役割分担を整理のうえ、適切に保存管理を行う。
- (b) 県は、本ガイドラインに基づく収集範囲以外の震災津波関連資料についても、当面、県法務学事課長通知に基づき、保存期間満了後に廃棄処分としないで、適切に保存管理する。なお、保存期間満了後の震災津波関連資料を歴史的文書として保存するため、保管場所について検討していく。
- (c) 県は、市町村に対しても、市町村が所有する震災津波関連資料については、県と同様に保存期間満了後に廃棄処分としないで、当面、適切に保存するように要請する。

(2) 保存方法・手順

(a) デジタル化による利便性等と利点

- ・デジタル化し適切な保存措置をとることで、破損した資料の代替として安定的な保存が可能
- ・デジタル化した情報をクラウド等の環境に保存することで、いつでもどこでも閲覧・利用が可能
- ・現物の代わりにデジタル化して提供することにより、現物をより良い状態のまま保存することが可能

(b) 記録の種類による保存手順

① アナログ記録（文書、写真・画像、発災前の音声・映像・動画（テープ等））

ア デジタル化しない場合

県は市町村への保管指示のみ通知し、所在の目録を作成する

イ デジタル化する場合

- ・県は、アナログ記録の現物から複製作業を行う。現物をスキャニング、撮影などによりデータ化する)
- ・複製作業により作成したデータは、県が外付けのハードディスクに複製保存する。
- ・市町村等から収集した現物は所在調査の際の返却の有無により、県から市町村等へ返却、または県が現物保管する。
- ・現物保管の場合は、県立博物館並びに県立図書館との協議のうえ、保管スペースを借用するか、新たな保管庫を県が確保し保管する。なお、長期保管にあたり、燻蒸処理・滅菌などが必要な場合は、専門家の指示のもと適切な処理を県の負担で行う。

② デジタル記録（テキスト情報、写真・画像データ、音声データ、映像・動画、ウェブページ、ブログ・SNS）

- ・県はデジタル記録の現物から複製作業を行う。
- ・複製作業により作成したデータは県が外付けのハードディスクに複製保存する。

③ 物体（遺物）

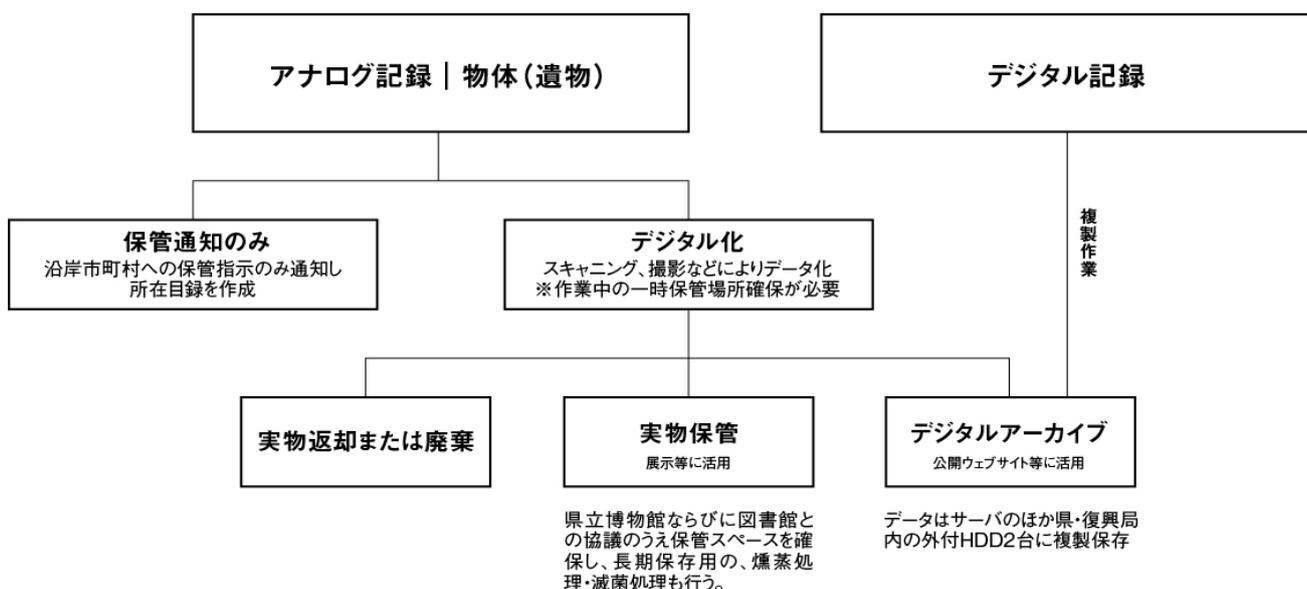
- ・県は、物体（遺物）の現物から複製作業を行う。（現物をスキャニング、撮影などによりデータ化する）
- ・複製作業により作成したデータは県が外付けのハードディスクに複製保存する。
- ・市町村等から収集した現物は所在調査の際の返却の有無により、県から市町村等へ返却、または県が現物保管する。

・現物保管の場合は、県立博物館との協議のうえ、保管スペースを借用するか、新たな保管庫を県が確保し保管する。また、長期保管にあたり、燻蒸処理・滅菌などが必要な場合は、専門家の指示のもと適切な処理を行う。

・震災遺構の保存等については、各市町村で検討や対応を進めていることから、個別の遺構の保存等については、このガイドラインでは扱わない。

ただし、県内の遺構については、陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園内に整備予定の伝承施設やウェブサイトを通じて情報発信を行う。

＜アナログ記録、デジタル記録、物体（遺物）の保存手順＞



[留意事項]

- ・上記①②については、県には公文書館が現状では存在しないため、行政文書については、所管の各部局が引き続き各々適切に保存する。
- ・デジタル化する際は、保存形式の基準とファイル形式を決める必要がある。
- ・データの保存について今回はHDDを基本とするが、電子機器の発展に伴いその都度最適な媒体で保存するのが望ましい。
- ・保存に際し、階層分け及びファイルネーム等の基準を設けたほうが良い。
- ・デジタル化をする過程の中間生成物についても、保存することが望ましい。

8 活用

(1) 活用方針

収集した震災津波関連資料は、収集者視点ではなく、実際に使う利用者の視点に立った上で、デジタルアーカイブ並びに震災津波伝承施設での活用等を中心に、防災、教育、交流人口の3つの観点に即した活用を進めていく。

① 防災

今後、国内外で発生が見込まれる大規模災害に迅速かつ的確に対応する上で必要な資料の収集・活用等を進める。

② 教育

復興教育、防災教育を進め、子どもたちの心身の発達を促す上で必要な資料の収集活用等を進める。防災ボランティア、自主防災組織、地域防災リーダー、語り部などの人材育成を進める上で必要な資料の収集・活用等を進める。

③ 交流人口

復興ツーリズムや震災学習（企業研修旅行、教育旅行）など被災地の交流人口の拡大につながる資料の収集・活用等を進める。

(2) 活用方法

(a) デジタルアーカイブでの活用

震災津波関連資料の活用等を効果的に行うため、震災津波関連資料のデジタルコンテンツの保存管理機能（データストレージ）に加え、情報発信機能（Web サイト）を合わせもつ目的型アーカイブとして「岩手県震災アーカイブ（仮称）」を構築する。

主な仕様は次のとおり。

① 保存機能（データストレージ）

- ・震災津波関連資料のデジタルコンテンツの保存

② 情報発信機能（Web サイト公開）

- ・基本コンテンツ（被災状況、復旧・復興の進捗状況など定型的な情報）
- ・テーマコンテンツ（防災や教育、交流人口の3つの観点に関する情報）

③ その他留意事項

- ・キーワード検索等の検索機能を備えるなど、利用者の利便性を配慮する
- ・資料の追加保存ができるように、情報の拡張性を担保する。
- ・独自アーカイブを構築した市町村等とはリンクを張るなど連携を模索する。
- ・構築・維持にできるだけ費用がかからない仕組みとする。
- ・県民に向けては、公民館・博物館・生涯学習施設などで、デジタルアーカイブを活用したワークショップを開催し、防災学習の具体的な手法を学ぶ機会としていただく。

④ コンテンツ例

- ・防災計画・復興計画

県内市町村の防災計画や復興計画については、年代順インデックスページを作成し、最新の計画と過去の計画が閲覧可能な状態にする。また、年代ごとに各自治体の横断検索も可能となるよう構築する。

- ・東日本大震災前－後

まちの経年変化がかわる定点観測写真や航空写真の類は、展示や広報物はもとより、地域の歴

史を伝える資料として、あるいは研究資料としても価値がある。公開サイトにおいても、コンテンツとして震災津波の被害状況をわかりやすく伝えるために必須といえる。

- ・小中学校と防災

災害発生時に学校はどう対応したか、タイムラインで画像や文章資料とともに掲載（生徒の安全確認～避難所開設～情報提供など。ほかにも、学校再開までのプロセスを、手続書類のデータなどを活用し掲載。

- ・「いわての復興教育」プログラム連動コンテンツ

「いわての復興教育」プログラム【改訂版】（岩手県教育委員会、平成25年2月）に掲載されている、教育的価値3件21項目について、それぞれアーカイブ資料を使ったコンテンツを掲載

- ・災害発生時の緊急対応

災害発生時に対応すべきことを、行政向け、民間向け、地域住民向けのカテゴリで分け掲載する。その際に作成が必要となる書類の雛形例を収集資料から表示する。

(b) 震災津波伝承施設での活用

高田松原津波復興祈念公園内に設置を検討している伝承施設の展示等において震災津波関連資料の活用を進める。また、震災津波関連資料の活用にあたっては、県及び市町村等が整備する震災津波伝承施設間での連携方策についても併せて検討を進める。

【資料例】

- ① 避難所で被災者向け情報として掲出されていた、手書きの模造紙、津波襲来の時間どまった時計等

[留意点と対応方法]

個人情報に掲載されていないか確認し、掲載されている場合は適切な目隠処理を行い、個人の特定につながらないように留意する。また、紙資料の保管時には脱酸性化処理を行うことで、劣化の速度を遅らせるなどの処理が必要。遺物については、津波や汚泥、細菌類の滅菌のため燻蒸処理をした上で、適切な保管や展示方法を検討する必要がある。展示の際にも、資料保護の観点から温度・湿度管理のほか、紫外線による劣化を防ぐ展示ケースを利用するよう配慮が必要となる。

- ② 津波襲来時の画像や映像資料（公開・限定公開データ）

[留意点と対応方法]

実物資料や展示内容を補完する視聴覚資料として、iPadなどのデバイスを用いた来場者向けサービスとして館内及び館外のまちあるき等に活用することが可能。(1)の公開ウェブサイトには掲載不可能な長時間の映像資料などが閲覧できるなど、被災地の伝承施設だからこそ閲覧可能な特別な資料についても検討する。

(c) その他

その他、収集した震災津波関連資料については、県立博物館、県立図書館等での県内の公共施設における展示会の開催、県外の公共施設への展示や県外フォーラム等イベントへの出展、防災学習や復興教育の副読本作成、広報物（チラシ・ポスター）等に幅広く活用する。

資料編

- 《参考1》 参考資料
- 《参考2》 用語の説明
- 《参考3》 収集・活用等における Q&A
- 《参考4》 関係する法令、ガイドライン、参考文献
- 《参考5》 先行事例（県内・県外）
- 《参考6》 本ガイドライン作成までの経過

《参考1》 参考資料

* 1 庁内連絡会議 参加部局

No.	所 属	職
1	秘書広報室秘書課	管理課長
2	総務部総務室	管理課長
3	総務部法務学事課	私学・情報公開課長
4	総務部総合防災室	防災危機管理担当課長
5	政策地域部政策推進室	特命課長
6	環境生活部環境生活企画室	企画課長
7	保健福祉部保健福祉企画室	企画課長
8	商工労働観光部商工企画室	企画課長
9	商工労働観光部観光課	三陸再生特命課長
10	農林水産部農林水産企画室	企画課長
11	県土整備部県土整備企画室	企画課長
12	教育委員会事務局教育企画室	特命参事兼企画課長
13	教育委員会事務局学校教育室	首席指導主事兼 学力・復興教育課長
14	教育委員会事務局生涯学習文化課	生涯学習担当課長
15	県立図書館	主幹兼特命課長 (震災資料活用)
16	県立博物館	首席専門学芸員 (文化財科学部門)
17	復興局まちづくり再生課	まちづくり再生担当課長
18	復興局復興推進課	総括課長

* 2 県・市町村連絡会議 参加市町村

	所 属
1	洋野町 特定政策推進室
2	久慈市 総合政策部 まちづくり振興課
3	野田村 総務課
4	普代村 総務課 地域創生室
5	田野畑村 復興対策課
6	岩泉町 復興課 復興室
7	宮古市 教育委員会 文化課 市史編さん室
8	山田町 総務課 情報係
9	大槌町 総合政策課
10	釜石市 総務企画部 総務課 震災検証室
11	大船渡市 企画政策部 秘書広聴課
12	陸前高田市 企画部 企画政策課
13	総務部 法事学務課
14	総務部 総合防災室
15	商工労働観光部 観光課
15	教育委員会事務局 教育企画室
16	教育委員会事務局 学校教育室
17	教育委員会事務局 生涯学習文化課
18	県立図書館
19	県立博物館
20	沿岸広域振興局 経営企画部 復興推進課
21	沿岸広域振興局 宮古地域振興センター 復興推進課
22	沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター 復興推進課
23	県北広域振興局 経営企画部
24	復興局 まちづくり再生課
25	復興局 復興推進課

使用許諾同意書

私は、東北大学災害科学国際研究所が行う震災アーカイブプロジェクト「みちのく震録伝」において、東日本大震災等に関する知見、記憶、記録等を伝承する目的に賛同し、画像（肖像を含む）・動画・録音物・その他資料等を東北大学災害科学国際研究所「みちのく震録伝」に提供すること及びインタビューに応じます。

私が提供した資料等とインタビューを通じて伝えた内容は、東北大学災害科学国際研究所「みちのく震録伝」の Web サイト、展示、広報物などを通じて、公開され、一般利用者が閲覧することを認めます。（アーカイブデータは、「みちのく震録伝」のサーバへ保管され、ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー研究所及び国立国会図書館東日本大震災アーカイブ等へデータ連携するものとする）

また、私は、学校・自治体・非営利団体等の防災・減災・復興支援等の目的において、インタビュー内容及び編集された記事・インタビュー時に撮影した画像（肖像を含む）・動画・音声、その他資料等があらゆる媒体にて使用されることがあることについて同意するものとします。

私は、提供した資料及びインタビューで話した内容の著作権は東北大学災害科学国際研究所「みちのく震録伝」が利用することを認め、法令及び公序良俗に反しない限り、原則一般公開できることとします。また、私はインタビュー内容及び公開記事に対して、著作者人格権を行使しません。

ただし、裏面の「資料の提供にあたっての条件」「インタビュー内容の公開にあたっての条件」に記載した内容以外の利用は認めません。また、私が同意書に同意した後でも、いつでも本同意書を撤回する権利を行使することができます。

記

1 許諾の対象となる情報

- ・ 東日本大震災等に関する、被災状況、復旧・復興の記録・防災計画、救援・救護状況、くらし・まち・風景や施設、行事等に関するインタビュー内容及び編集記事、写真（肖像を含む）、動画、録音物、その他資料など

2 使用の条件等

- ・ 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般に公開しないこと。また、第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。
- ・ 提供した素材の複製物を東北大学災害科学国際研究所が第三者に対して提供することを認めます。複製物を有償で第三者に提供することは禁止します。

※ 提供していただいた素材は、必ずしも一般公開されるとは限りません。

上記をお読みいただき、裏面に記名・押印をお願いします。

資料の提供にあたっての条件

[]

※例えば、「資料は研究用途のみ利用可. 資料は非公開とする」, 「〇〇の目的のみ利用可」など

<提供する画像、動画、録音物、資料など>

[]

インタビュー内容の公開にあたっての条件

[]

※例えば、「インタビューは研究用途のみ利用可. インタビュー内容は非公開とする」, 「〇〇の目的のみ利用可」など

インタビュー記事<画像(肖像を含む)・音声・動画など>の使用は以下を条件とします。

(該当する項目に☑をつけてください)

肖像の公開を認めません 氏名・会社名・肩書きなどの公開を認めません

居住地、所在地の公開を認めません (例: 仙台市青葉)

企業・団体等の場合は、「企業名・団体名」の欄に記名願います。

個人の場合は、「氏名」欄に記名願います。

東北大学災害科学国際研究所 御中

____年 ____月 ____日

企業名・団体名 印

※社印・団体印および角印の押印をお願いします。

氏名 印

※未成年者の場合は、親権者の代筆をお願いします。

住所

メールアドレス 電話番号

※提供いただいた個人情報は、提供いただいた著作物の管理及び問合せの目的にのみ使用します。

以上

【参考資料】：岩手県（知事部局）における震災津波関連資料の保管に関する通知

法 学 第 1 6 号

平成 27 年 4 月 2 日

本庁各室課等の長
広域振興局の部等の長
広域振興局の部等に置く所の長
広域振興局等以外の出先機関の長

} 様

法務学事課総括課長

平成 26 年度ファイル管理簿の提出等について

このことについて、行政文書管理規程（平成 11 年岩手県訓令第 5 号）第 49 条第 2 項の規定により、ファイル管理簿のうち平成 26 年度に完結した行政文書に係る部分のものを下記により平成 27 年 4 月 30 日（木）までに提出願います。

記

1 提出方法

ネットワークコンピュータの「法務学事公一★040_1【文書担当】一★H26 ファイル管理簿（H27 年 4 月提出）」の地区ごとのフォルダに、ファイル管理簿の「部局名」及び「室課等」の欄に記載している事項をファイル名として保存することにより提出してください（例：総務部法務学事課）。

2 留意事項

- (1) 提出いただいたファイル管理簿については、知事が保有する行政文書の管理に関する規則（平成 11 年岩手県規則第 40 号）第 10 条第 3 項の規定により一般の閲覧に供することとなりますので、ファイル名自体に個人名、企業名等の保護に値すべき情報が含まれている場合には、記載を適宜調整してください。
- (2) ファイル管理簿は、永年方式により作成することとされているので、平成 26 年度のファイル管理簿については、平成 25 年度分のファイル名等に引き続き記載してください。
ただし、今回の提出に際しては、エクセル表を加工して、平成 26 年度分のみ提出してください。
- (3) 行政文書の分類及びファイル管理簿の作成については、別添通知を参照願います。
また、ファイル管理簿の様式を加工して使用している場合は、必ず標準の様式に戻して提出してください。

3 東日本大震災津波に関する文書について

東日本大震災津波に関する文書については、今後、歴史的な文書として保存するため、保存期限満了後に廃棄処分としないように配慮願います（保存すべき文書については、別紙を参考としてください。）。

なお、当該文書に係るファイル管理簿の記載については、別添、作成例を参照願います。

担当 情報公開担当 白沢（内 5056）

東日本大震災津波に関する保存すべき文書の例示

東日本大震災津波に関する保存すべき文書を例示すれば以下のとおりであるが、これに限定せず、広く保管するようにしてください。

1	決裁、供覧済み文書等	
(1)	被害状況	東日本大震災津波による被害状況に関する文書
(2)	緊急・応急対策	緊急・応急対策の取組に関する文書
(3)	施策	東日本大震災津波に係る計画の立案、進捗状況等に関する文書 東日本大震災津波に係る施策の立案、実施等に関する文書
(4)	議会、委員会等	東日本大震災津波に係る議会等への対応に関する文書
(5)	制度	東日本大震災津波に係る制度の新設・改廃に関する文書 東日本大震災津波に係る国の特例制度、通達等に関する文書 東日本大震災津波に係る行政組織の改廃に関する文書
(6)	調整	東日本大震災津波に係る国又は市町村との調整に関する文書 東日本大震災津波に係る民間団体との調整に関する文書
(7)	財政	東日本大震災津波に係る予算・決算に関する文書 東日本大震災津波に係る基金に関する文書等 東日本大震災津波に係る契約に関する文書
(8)	外郭団体	東日本大震災津波に係る外郭団体の設立、事業等に関する文書
(9)	調査	東日本大震災津波に係る研究及び調査、統計等に関する文書
(10)	儀式、行事等	東日本大震災津波に係る儀式、表彰等に関する文書 東日本大震災津波に係る行事、会議等に関する文書
(11)	争訟	東日本大震災津波に係る争訟に関する文書
(12)	義援金等	東日本大震災津波に係る義援金、義援物資等に関する文書
(13)	相談	東日本大震災津波に係る広報、広聴、相談等に関する文書
(14)	その他	東日本大震災津波に関する事象を記す文書
2	各種検討資料、記録、図面、メモ等	
(1)	決裁等の作成過程での検討資料	
(2)	庁内(部内・課内・担当内会議、協議を含む。)会議、協議での検討資料	
(3)	対外的な会議、協議での検討資料	
(4)	委員会、審議会等の記録	
(5)	その他重要なメモ等	
3	その他参考資料	
	復興施策検討のために集めた他の災害関連資料 等	

《参考2》 用語の説明

API

アプリケーション・プログラミング・インターフェイス (Application Programming Interface)のこと。あるコンピュータプログラム (ソフトウェア) の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約をさす。

インデックス

Index (インデックス) は、索引、見出し、添字、指数などの意味。プログラミングでは、配列の要素を区別・指定するための通し番号をインデックス (添字) という。データベースや検索エンジンでは、テーブルなどに格納されたデータをすばやく検索・抽出するための識別データ・索引データなどのことをインデックスという。

エンドユーザ

End User (エンドユーザ) は、製品を最終段階で実際に使う人で、最終消費者のこと。IT の分野では、コンピュータシステムやソフトウェアなどを実際に使う人をいう。システムの開発や管理と無縁で、完成したシステムを業務や何かの目的のために使用するユーザのこと。

NDL 東日本大震災アーカイブ

国立国会図書館 (NDL:National Diet Library) と総務省が公開する、東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるポータルサイト。東日本大震災に関するあらゆる記録・教訓を次の世代へ伝え、被災地の復旧・復興事業、今後の防災・減災対策に役立てるために、関連する音声・動画、写真、ウェブ情報等を包括的に検索できる。

愛称は「ひなぎく」(Hybrid Infrastructure for National Archive of the Great East Japan Earthquake and Innovative Knowledge Utilization)。ひなぎくの花言葉、「未来」「希望」「あなたと同じ気持ちです」に、復興支援という事業の趣旨が込められている。

キュレーター

英語 (curator) の元の意味は、博物館、美術館、図書館、公文書館のような資料蓄積型文化施設において、収集する資料に関する鑑定や研究を行い、学術的専門知識をもって業務の管理監督を行う専門職。作品収集や展覧会企画という中枢的な仕事に従事する。日本語でも、ほぼ同じ意味で使われており、現在はキュレーターと学芸員が混在している。

ゲートウェイ (Gateway)

通信手順 (プロトコル) が異なる二者間やネットワーク間の通信を中継する機器やソフトウェア、システムの一つで、最上位層のプロトコルの違いに対応できるもの。異なる機器間やネットワーク間の通信を中継する。

サーバ (server)

コンピュータネットワークにおいて、他のコンピュータに対し、自身の持っている機能やサービス、データなどを提供するコンピュータのこと。また、そのような機能を持ったソフトウェア。「SV」「srv」「svr」などの略号で示されることもある。いわゆる大型汎用機 (メインフレーム) などの分野では、

実際の処理を担うコンピュータ本体や内部で動作するソフトウェアを「ホスト」(host)、ホストへ接続してデータ入力や画面出力を行なう装置やソフトウェアを「ターミナル」(terminal)と呼ぶ。

震災津波関連資料

東日本大震災津波の資料には、文書、画像、音声などがあり、記録した時期や資料の特性により、さまざまな種類がある。文書は、行政文書・書籍・新聞・古文書などが、紙媒体や電子媒体に記録され、写真などの静止画や映像フィルムなどの動画・音声は、光学フィルムや電子媒体に記録されている。各資料の特性に応じて、適切な取り扱いが必要となる。

スキャン

資料などを光学的に読み込み、デジタルデータ化すること。光学センサーなどで物体の表面の色を読み取り、一定の範囲を画像データとしてコンピュータに取り込むことをスキャンといい、そのような装置のことをスキャナという。

タグ

Tag (タグ) は、荷札・付箋といった意味で、あらかじめ定められた記法により、文書に記述される付加情報として用いられる。Web ページなどの記述に使われる HTML や XML では、元になる文書に「<」と「>」で囲まれた標識を埋め込むことにより、表示ソフトに対して文書構造や書式、文字飾りなどの指示や、画像や他の文書へのリンクを埋め込むことができる。このように、地の文とは別のレベルで解釈され、付加情報を埋め込む特殊な文字列などのことをタグという。

著作権 (Copyright)

知的財産権の一種で、コピーライトとも呼ばれる。思想や感情を創作的に表現した者が、その表現の利用を独占できる権利。日本では著作物を創作した時点で自然に発生し、作者の死後 50 年後まで認められる。著作権法では、対象となる著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と規定しており、小説や随筆、論文、絵画、写真、図形、立体造形物、建築、音楽、映画、コンピュータプログラムなどがこれに該当する。

デジタルアーカイブ

博物館や図書館、公文書館などの収蔵品、学術資源、文化資源などをデジタル化し、データベースを作り、保存すること。電子媒体にすることで資料の破損や劣化が防げ、ネットワークを通じた公開や利用も容易になる。

デジタル・アーキビスト

有形・無形の文化財をデジタル化し、記録する技術の専門職。知的財産権やプライバシーを理解し、総合的な文化情報の収集・管理・保護・活用などを業務とする。

デジタルコンテンツ (Digital Contents)

デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、またはそれらを組み合わせた情報の集合のこと。それらを再生するためのソフトウェアを含むこともある。デジタルデータなので複製しても劣化しないことや、コンピュータの特性を利用したインタラクティブ (双方向) 性などが、アナ

ログコンテンツとの際立った違い。

データストレージ

ストレージ (storage) は貯蔵や保管の意味で、コンピュータ機器においては、さまざまなデータを保存しておく場所であるデバイス (外部記憶装置や補助記憶装置) のこと。パソコンの場合はハードディスクドライブ (HDD) や、CD-R、DVD-R など。携帯電話やスマートフォンなどでは、フラッシュメモリや、フラッシュメモリ内蔵で取り外しできる microSD カードがよく利用されている。

データベース (Database)

特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、コンピューターでデータの追加、削除、検索をしやすい形に整理したもの。コンピュータ上で作成、保管され、専用のソフトウェア (データベース管理システム) によって管理されるものを指す。データベース管理システムのことをデータベースという場合もある

ネットワーク・コンピュータ (Network Computer)

独立して存在する複数のコンピューターをネットワークで結合し、コミュニケーションを行うようにしたもの。各コンピュータは共有のデータや資源管理をサーバーに集中させ、それらをインターネットなど ネットワークを通して利用する。

ブログ (Blog, Weblog)

個人やグループで運営され、自分の意見や感想を日記風に表示し、それに対し閲覧者が自由にコメントできる形式の Web サイトのこと。weblog (ウェブログ) とは web と log (日誌) を一語に綴った造語で、略して blog (ブログ) と使われる。ブログを作成する人をブロガーと呼ぶことがある。

ポータルサイト (Portal Site)

ユーザの多くが、インターネットにアクセスして最初に訪れる巨大な Web サイト。検索エンジンやリンク集を核として、ニュースなどの情報提供サービス、メールサービス、電子掲示板など、ユーザがインターネットで必要とする機能をすべて無料で提供している。検索エンジン系のサイトや、Web ブラウザメーカーのサイト、コンテンツプロバイダのサイトなどがある。

ホームページ (Homepages)

Web ブラウザを起動した時に、最初に表示されるページのこと。また、Web サイトの表紙や入口に相当する最上位のページ (トップページ)。現在は、あらゆる Web サイトや Web ページのことをホームページと呼んでいる。表示されるページは使用者によってさまざまで、あらかじめ設定することができる。

メタデータ (Meta Data)

データそのものではなく、そのデータに関連する情報のこと。データについてのデータであるため、メタ (上位の) データと呼ばれる。メタデータとして記載される主な情報としては、著者、作成日、文書タイトル、著作権情報や関連キーワードなど。データを効率的に管理したり検索したりするために重要な情報である。文書や画像などを保存するファイル形式の多くは、ファイルの先頭にメタデータを格納し、続いてデータ本体を格納するようにできている。

<出典>

総務省

国立国会図書館

IT用語辞典 e-words

HTML タグボード

コトバンク

webllio 辞書(三省堂大辞林)

IT用語辞典 BINARY

《参考3》 収集・整理・保存・活用におけるQ&A

《参考4》 関係する法令、ガイドライン、参考文献

ガイドライン策定にあたり、関連する法令・資料等は次のようなものがあります。

・博物館法（1951.12）

社会教育法に則り博物館の設置、運営に関して必要な事項を定めたもの。一定の要件を満たした博物館について博物館登録原簿に登録を受けることができる。

<参考> 電子政府の総合窓口 <http://law.e-gov.go.jp/>

・図書館法（1950.04）

社会教育法に則り図書館の設置、運営に関して必要な事項を定めたもの。

<参考> 電子政府の総合窓口 <http://law.e-gov.go.jp/>

・著作権法（1960.05）*TPP 締結により日本の著作権保護期間は延長される見込み

著作権とは、文芸、学術、美術、音楽などの文化的創造物に対する作者の権利。著作権の原則的保護期間は、作者が著作物を創作した時点から作者の死後 50 年まで。著作権のある著作物を著作権者の許諾を得ないで無断で使用した場合、著作権侵害となる。

<参考> 公益社団法人著作権情報センター <http://www.cric.or.jp/>

・人格権（日本国憲法（13条）1946.11）

個人の人格的生存に不可欠なものを保護する権利の総称。憲法上、明確な規定はされていないが、憲法 13 条の幸福追求権から由来する。名誉権、プライバシー権などがそれに当たるとされている。名誉毀損やプライバシーの侵害等をした場合、損害賠償等の対象となる可能性がある。

<参考> 結の杜総合法律事務所 <http://yuinomori-law.com/>

・商標権（商標法 1959.4）

商標権とは、商標を使用する者の業務上の信用を維持し、需要者の利益を保護するため、商標法に基づいて設定されるもの。特許庁に商標登録をされたものに発生する。商標権利者は権利を侵害するものに対し、侵害行為の差し止め、損害賠償等を請求できる。

<参考> 特許庁 <http://www.jpo.go.jp/>

- ・意匠権（意匠法 1959. 4）

意匠権とは、知的創造物についての権利を保護する知的財産権のうちの一つ。物品の形状、模様、色彩等により視覚を通じて美感を起こさせるものが対象。特許庁で意匠登録されたものを保護する。

＜参考＞特許庁 <http://www.jpo.go.jp/>
- ・所有権（民法（第 206 条）1896. 4）

所有権とは、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利。

＜参考＞電子政府の総合窓口 <http://law.e-gov.go.jp/>
- ・個人情報保護法（2003. 5）

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的に制定された法。国の行政機関や地方公共団体における個人情報の取扱いに関する基本理念や、民間の事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めている。

＜参考＞消費者庁 <http://www.caa.go.jp/>
- ・岩手県公文書公開条例（岩手県情報公開条例 1999. 4）

県民の知る権利を尊重し、請求に基づいて公文書を開示することを目的とした条例。

＜参考＞岩手県 <http://www.pref.iwate.jp/jouhoukoukai/ippan/015359.html>
- ・岩手県個人情報保護条例（岩手県個人情報保護条例 2001. 3）

県が保有する個人情報について、開示、訂正、管理等に関して適切な取り扱いを行い、個人の権利利益の保護を目的とした条例。

＜参考＞岩手県 <http://www.pref.iwate.jp/jouhoukoukai/kojinjouhou/007306.html>
- ・総務省「震災関連デジタルアーカイブ 構築・運用のためのガイドライン」（2013. 03）

震災関連デジタルアーカイブの構築・運用を推進するために、構築・運用する際の流れや作業概要、考慮すべきポイントについてまとめたもの。

＜参考＞総務省

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/02ryutsu02_03000114.html

《参考 5》 先行事例（県内・県外） 1 2 P 程度

（構成例）

- ・ 久慈、郡山、宮城、中越、人と未来防災センター（阪神）各概要を見開き表で掲載 2P
- ・ 個別に目的や現状と今後について掲載 10P

《参考6》 本ガイドライン作成までの経過

1 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災津波による被害及び復興に係る資料を収集・整理・保存・活用するための方策について検討するため、岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議(以下「有識者会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用するための方策の検討・提言に関すること。
- (2) その他、震災津波関連資料に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、15人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから復興局長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選によって決める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、復興局長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 有識者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第6条 有識者会議に付議する議題や資料をあらかじめ準備、検討するため、有識者会議にワーキンググループを置く。

(意見の聴取)

第7条 有識者会議は、必要に応じて知見のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、復興局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

2 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議委員名簿

No.	氏名	所 属 ・ 職
1	あかぬま ひでお 赤沼 英男	岩手県立博物館 首席専門学芸員
2	おおさわ よしとき 大沢 義時	久慈市 総合政策部 地域づくり振興課 情報推進係長
3	おぼら まさあき 小原 正明	岩手日報社 広告事業局 事業部長
4	かの じゅんいち 鹿野 順一	特定非営利活動法人いわて連携復興センター 代表理事
5	かんぎゅう としかず 貫牛 利一	特定非営利活動法人 久慈広域観光協議会 専務理事
6	さわぐち ゆうこ 澤口 祐子	岩手県立図書館 主幹兼特命課長
7	さわだ まさひろ 澤田 雅浩	長岡造形大学 副地域協創センター長
8	しばやま あきひろ 柴山 明寛	東北大学 災害科学国際研究所 災害アーカイブ研究分野 准教授
9	ともおか ふみと 友岡 史仁	日本大学 法学部 経営法学科 教授
10	すぎもと しげお 杉本 重雄	筑波大学 大学院図書館情報メディア研究科 研究科長
11	みなみ まさあき 南 正昭	岩手大学 地域防災研究センター長
12	もりもと しんや 森本 晋也	岩手県 教育委員会事務局 学校教育室 主任指導主事

※ 50音順、敬称略

3 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議の経過

(1) 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議第1回ワーキンググループ

日時：平成27年8月5日（水）

会場：岩手県庁11階 労働委員会委員室

議題：

(a) 震災津波関連資料の収集活用等に係る基本的な方向性について

- ①震災津波関連資料の収集活用等の必要性及び現状
- ②震災津波関連資料の収集活用等に係る課題及び対応の方向性
- ③震災津波関連資料の収集活用等に係る推進体制

(b) 震災津波関連資料の収集活用等の進め方について

- ①全体スケジュール
- ②平成27年度のスケジュール

③平成 27 年度の有識者会議の主な議題

(c) 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン（構成案）について

(2) 平成 27 年度第 1 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議

日時：平成 27 年 8 月 10 日（月）

会場：岩手県労働委員会委員室（岩手県庁 11 階）

議題：

(a) 震災津波関連資料の収集活用等に係る基本的な方向性について

- ①震災津波関連資料の収集活用等の必要性及び現状
- ②震災津波関連資料の収集活用等に係る課題及び対応の方向性
- ③震災津波関連資料の収集活用等に係る推進体制

(b) 震災津波関連資料の収集活用等の進め方について

- ①全体スケジュール
- ②平成 27 年度のスケジュール
- ③平成 27 年度の有識者会議の主な議題

(c) 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン（構成案）について

3 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議第 2 回ワーキンググループ

日時：平成 27 年 9 月 15 日（火）

会場：岩手県労働委員会委員室（岩手県庁 11 階）

議題：

(1) 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン（たたき台）について

(2) 震災津波関連資料の収集活用等の進め方について

- (a) 平成 27 年度のスケジュール
- (b) 平成 27 年度の有識者会議の主な議題

4 平成 27 年度第 2 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議

日時：平成 27 年 9 月 28 日（月）

会場：岩手県公会堂 21 号室

議事：

(1) 震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン（たたき台）について

(2) 震災津波関連資料の収集活用等の進め方について

- (a) 平成 27 年度のスケジュール
- (b) 平成 27 年度の有識者会議の主な議題

5 岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議第 3 回ワーキンググループ

日時：平成 27 年 11 月 10 日（火）

会場：岩手県盛岡地区合同庁舎 8 階講堂 A

議事：

(1) 報告事項

平成 27 年度第 2 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議について

(2) 検討事項

震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(素案)について

6 平成 27 年度第 3 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議

日時：平成 27 年 11 月 18 日(水)

会場：岩手県民会館(4 階) 第 2 会議室

議事：

(1) 報告事項

平成 27 年度第 2 回岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議について

(2) 検討事項

震災津波関連資料の収集活用等に係るガイドライン(素案)について

< 奥付 >

平成 27 年 12 月○日

震災津波関連資料の収集・活用等に係るガイドライン

岩手県復興局

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

TEL 019-629-6945

E-mail xxxxxxxx@pref.iwate.jp